

◎議 事 日 程（第3号）

平成26年3月7日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（23名）

2番	島 田 浩 君	3番	大 島 一 郎 君
4番	加 藤 敏 彦 君	5番	真 野 和 久 君
6番	下 村 一 郎 君	7番	石 崎 たか子 君
8番	三 輪 俊 明 君	9番	鷺 野 聰 明 君
10番	堀 田 清 君	11番	近 藤 健 一 君
12番	岩 間 泰 彦 君	13番	山 岡 幹 雄 君
14番	大 野 則 男 君	15番	吉 川 三 津 子 君
16番	前 田 芙 美 子 君	17番	加 賀 博 君
18番	大 島 功 君	19番	中 村 文 子 君
20番	八 木 一 君	21番	鬼 頭 勝 治 君
22番	大 宮 吉 満 君	23番	竹 村 仁 司 君
24番	榎 本 雅 夫 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	永 田 和 美 君
総 務 部 長	石 原 光 君	企 画 部 長	山 田 喜 久 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	水 谷 勇 君
市 民 生 活 部 長	五 島 直 和 君	上 下 水 道 部 長	加 賀 裕 君
消 防 長	小 塚 良 紀 君	福 祉 部 長	小 澤 直 樹 君
総 務 課 長	猪 飼 明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服部 秀三
書 記 山田 宗一

議事課長 佐藤 敏彦
書 記 服部 陽介

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

ここで、御報告をいたします。

本定例会に報道機関より、取材のための撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、愛西市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしますので、御了承をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の8番・三輪俊明議員の質問を許可いたします。

○8番（三輪俊明君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って順次質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、このような機会を与えていただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

それでは、大項目の1点目、若者が関心を抱く社会をつくろうという項目で伺います。

若者が関心を示さないものの一つに、選挙があります。投票率を向上し、民意を反映し、よりよいまちづくりをすることが我々議員や行政の職員に与えられた役割であり、責務の一つと考えます。

ことしの4月に行われる市議会議員選挙は、次の市政4年を担う重要な選挙であり、市民の皆様、特に若い市民の皆様に議員や行政に関心を持ってもらい、投票率を向上することが重要と考えます。

そこで、愛西市議会議員選挙の投票率について伺います。

一般的な選挙の投票率を分析すると、70歳以上の高齢者を除き、年代とともに投票率が高くなり、20代、30代よりも50代、60代の投票率が高い傾向にあります。本市においても同様と考えますが、選挙の年代別投票率を集計されたことはあるかどうか伺います。

平成22年4月に行われた市議会議員選挙の投票率は、全体で65.65%でしたが、ことし実施される市議会議員選挙の目標投票率を設定しているか伺います。

また、選挙の啓発活動はどのように行われているのか伺います。

次に、愛西市の転入者数及び転出者数について伺います。

議員活動の一環として市内を回っていますと、比較的新しい家がふえ、若い人が愛西市に定住しているようにも感じるのですが、市が誕生してからの転入者数及び転出者数の変化はどのようなになっているか伺います。

また、増減の原因を分析した結果があれば教えていただきたいと思います。

また、住みやすい環境による総合的なまちづくりは、若者の増加、高齢者の安心につながり、転入者の増加につながると考えますが、総合的なまちづくり構想についての考えを伺います。

次に大項目の2点目、民間委託について伺います。

公共サービスの質の向上とコストの削減を目的として、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）が施行され、愛西市でも多くの業務が民間へ委託され、サービスの向上とコストの削減がなされています。

そのような中で、戸籍や住民票の発行や、住民登録などの窓口業務も民間へ委託することによりコストの削減や郵送請求などのサービスも向上できるとのことで、他の市においては窓口業務を民間委託しているところもあるようですが、市としての考えを伺います。

また、今後も民間委託は各部署において進められると思いますが、早期に民間委託を計画しているものがあれば伺います。

大項目の3点目、自然エネルギーの利用について、学校での太陽光発電の状況を伺います。

文部科学省の2013年度の調査によりますと、全国公立小・中学校のうち、太陽光発電設備を設置している学校は、整備中を含めて全体の2割に達しています。

愛西市内で最も新しい佐織中の屋上は、どのように利用されているか伺います。

また、太陽光発電設備を設置するスペースがあれば、その面積と、発電可能容量はどれくらいのもので設置可能であるか伺います。

次に、公共施設での太陽光発電の主な実績と発電容量を伺います。

また、市が所有している土地で太陽光発電を計画している場所があれば伺います。

以上、壇上にての質問を終わり、以下自席にて再質問を伺います。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうから、まず選挙の投票率の関係について、順次お答えをさせていただきます。

先ほどお話もございましたように、まず合併後の投票率をちょっと見てみますと、最高が平成21年執行の衆議院議員総選挙、これが72.7%でした。そして、最低が平成23年執行の愛知県議会議員一般選挙の36.67%、これだけの開きがあるわけでありましてけれども、やはりその時々の有権者の関心度もあるでしょうし、それから時期とか天候等によって、より大きく左右されるのも一つの要因ではないかなあというようなことをちょっと思っております。

それで、御質問がございました年代別の投票率を集計しているかということでございますけれども、従来は紙ベースの名簿において3万人以上の投票者を一人一人分析することは現実的ではないと考えておりましたので、実際行っておりませんでした。しかしながら、昨年から投

票システムを導入した関係で、導入後の選挙につきましては、先ほどお話がございました分析することについては可能というふうに考えております。

それで、4月20日執行の市議会議員の一般選挙について目標投票率を設定しているのかという御質問でございますけれども、私ども選挙管理委員会といたしましては、100%の方が投票に出かけられても対応ができ得るように、こんなような準備を進める立場だというふうに選挙管理委員会としては思っております。どれだけ以上あればよいという立場にありませんので、それは一番いいのは、100%皆さんにやっていただくことが一番ベストだというふうには思っておりますけれども、この件について、改めてその投票率の目標率的なものを設定するという考え方については持っておりません。

そして啓発の関係でありますけれども、通年の啓発活動につきましては、明るい選挙推進協議会の事務といたしまして、選挙時には、夏休みにおける児童・生徒を対象といたしました選挙啓発ポスターの募集とか、あるいは新成人に対して「選挙ガイドブック」の配布、学校の授業に選挙について取り入れてもらうように、選挙出前トークの募集等も行っている、これが例年行っております選挙啓発であります。

選挙の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうは、愛西市が誕生してからの転入者数及び転出者数の変化というような御質問がありました。それでお答えさせていただきます。

合併後の転入者及び転出者の数字を年度ごとでお答えするというような形で、よろしく願いしたいと思います。

まず、年度を申しまして、次に転入者数、転出者数というような順番でお答えさせていただきます。平成17年度が1,746人転入、1,870人転出、平成18年度は1,829人転入、1,739人転出、平成19年度は1,651人転入、1,781人転出、平成20年度は1,948人転入、1,861人転出、平成21年度は1,845人転入、1,712人転出、平成22年度は1,693人転入、1,730人転出、平成23年度は1,561人転入、1,802人転出、平成24年度は1,598人転入、1,605人転出と、以上のような数字の状況になっております。

また、その増減の原因の分析についてのお尋ねがありました。御承知のように、住民異動届というものによって転入・転出の異動を受け付けるわけでございますが、こちらの異動届には異動理由を記載するという欄が特にありません。そんなような状況でございますので、どのような状況での転入・転出かというまでは把握しておりません。以上でございます。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私からは、総合的なまちづくり構想についての考えはという御質問に対して御答弁させていただきます。

将来人口推計につきましては、以前もこの議会で御答弁させていただいておりますけれども、本市につきましても、全国平均と同じように減少していくであろうと推計をさせていただいております。

そういった状況の中で、総合的なまちづくり構想につきましては、地域の担い手をつくっていく仕組みづくりが重要ではないかなと、このように考えております。行政が旗を振るのではなくて、地域のことは地域の実情を一番よく知っている地域で考えていただく仕組みづくり、こういったものを構築し、住みやすいまちにすることが大切であるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、次に大項目の2点目で民間委託について御質問いただいております。私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

民間委託の種類の関係につきましては、予算書の13節の項目に多く委託という形の中で整理をさせていただいております。そして、愛西市の職員でノウハウのない資格等の必要な専門知識、あるいは専用機器を要する業務とか、市職員の行う単純業務への委託とかが、いろいろあるわけでありませけれども、そんな中で、旧来、職員が行ってまいりました業務のうち、窓口的な単純業務について、まず私ども総務のほうから整理をいたしましてお答えをさせていただきます。

例を申し上げます。例えば、庁舎の受付案内もそうでありますし、それから電話交換、もう1つ枠を広げれば、市有バス・巡回バスの運行もありますし、それから会場の設営、特にイベント等については委託をしておりますので、そういったものも入ってきますし、それから庁舎の清掃、事務的に言えばいろんな調査、その中に指定管理も一部含まれてくるんじゃないかなと、こんなような整理をしているのが現状であります。

今後の民間委託等の関係について総務部門で申し上げるならば、総務部門の中で今後具体的にこれを委託するというものは、ちょっと今現在考えておりませんが、あとそれぞれの担当部署のほうから、それも含めてお答えをさせていただきますので、よろしく願います。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

今後、民間委託を計画しているものがあればという御質問の部分で福祉部門といたしましては、児童館の指定管理でありますとか、保育園給食の調理委託、こういったものを民間委託していこうかなということで計画をしておるところでございます。以上です。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

先ほど御質問の中で戸籍や住民票の発行の例が出ました。その関係で私のほうからお答えさせていただきます。

現在、市民課関係の業務で法律的に民間事業者への委託が可能というようなことを示され、また他市などで民間委託をしております主なものといたしましては、戸籍謄本であるとか、住民票の写しなどの交付申請の受け付け、それから引き渡し、また先ほど言った住民異動届の受け付けに関する業務、それから戸籍の届け出の受け付けに関する業務、また印鑑証明、印鑑登録証明書の交付、こちらについては住民基本台帳事務に準じて行うことができます。

そうした中で市の考え方といたしましては、民間事業者へ委託した場合、民間事業者が取り扱う業務の範囲を明確にして、業務の役割分担、そういうものをはっきりさせて、これは委託

ですので直接の指示ということではなく、民間事業者の管理責任者を通して指示を統一するというようなことに努めなければならないなというふうに思います。

現在、市民課を初め分庁舎、出張所など、窓口は6カ所ございます。そうした中、それぞれの窓口では、市民課業務のほかにも、相談業務を初め、幅広い諸機能の業務を行っております。そうした中で、市民課業務を民間事業者へ委託したという場合、委託していない他の課の業務の対応に若干混乱が生じてくるのではなかろうかというような観点から、より慎重な対応が求められているというふうに思います。今のところ、民間事業者への業務委託というような考えは特に持っておりません。以上です。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

それでは、教育部のほうでも公共サービスのところで民間委託のことをお尋ねいただいております。

この関係につきまして、御存じのように、PFIを導入しました愛西市学校給食センターの調理業務のほうをお願いしておるところでございます。

また、体育施設におきましても、指定管理制度を導入し、体育施設の管理・運営、そしてスポーツの推進を委託しておるところでございます。

そして社会教育関係におきますと、文化会館とか公民館という施設を持っておりますので、こういうところにおきましては、特殊設備といいますか、電気関係、そして舞台の運営についての舞台の管理、そういう特殊な業務についての業務委託をしているところでございます。

続きまして、3点目の自然エネルギーの利用の状況のところでは佐織中学校の関係をお聞きいただきました。

佐織中学校につきましては、平成18年に建築させていただきまして、屋上部分に太陽熱を利用した形で、暖かい空気を室内へ運ぶ空気集熱式パッシブソーラー（OMソーラー）をランチルームに設置をさせていただいております。

それ以外には、屋上部分には、電気設備としてキュービクルや空調設備等が設置されております。

そのほかにも、防災、そんなときには緊急時のスペースも必要ということで屋上を利用しておるところでございますが、お聞きになられました太陽光発電設備のスペースはどうかというところでございますが、太陽光発電設備の可能なスペースといたしましては、使用するメーカーにも違いがございますけれども、現時点において、設計上210平方メートルほどが設置可能な面積であると考えられております。発電容量は、およそ30キロワット程度だというふうに考えております。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、再度私のほうから太陽光発電設備を設置する施設、それから設置されている公共施設について、順次お答えをさせていただきます。

まず、御案内のとおり、今建設を進めております統合庁舎増築棟の屋上に太陽光発電設備を設置する計画でおります。発電容量につきましては、30キロワット以上のものであります。

それと、もう既に設置をされている施設について順次申し上げます。

24年度に稼働しております愛西市学校給食センターには、発電容量20キロワットのものをご設置しております。

それから防災コミュニティセンターの関係でございますけれども、永和地区の防災コミュニティセンター、ここには9.5キロワットの発電設備を、また24年度設置されました西保地区の防災コミュニティセンター、ここには10キロワットの発電容量のものをご設置しております。

それから、最後に愛西市の総合斎苑でございますけれども、ここにも太陽光発電設備をご設置してございまして、ここは20キロワット以上のものをご設置してございます。

それから、自然エネルギーの関係で市有地の利用計画的なものがあれば教えてほしいという御質問でございますけれども、現在、市有地での計画につきましては、1件ちょっと御相談がございまして、この市有地の場所につきましては、旧佐屋町の大井の斎場跡地、ここを個人の方でございますけれども、いわゆる太陽光発電として土地を借りられないかというお話が実はございました。私どもはそれで、その方と担当のほうで今日まで調整を進めてまいりまして、4月からの貸し出しに関して、今、準備を進めているのが現状でございます。

そして他の市有財産、愛西市が所有する市有地が数多くあるわけでございますけれども、他の市有財産につきましても、今後の利用計画、その中には売却可能な資産もございますし、先ほど申し上げました有効な貸し付けという面での活用土地、そういったものを今整理・検討いたしております。市の考え方といたしましては、将来的な維持管理の手法の一つとして、先ほど来、御質問がございまして太陽光発電設備の設置可能地、その土地が可能だということが判断できましたら、先進地等を参考にしながら、これも公募的なものも取り入れながら進めてまいりたいなというふうに考えておるのが現状でございます。よろしく申し上げます。

#### ○8番（三輪俊明君）

どうもありがとうございました。

投票率のことでございますが、平成21年の衆議院議員総選挙で最高の72.70%という御説明でして、明るい選挙推進協会の調査によりますと、この衆議院議員総選挙の投票率は全体で69.28%、20歳代が49.45%、30歳代が63.87%、40歳代が72.63%、50歳代が79.69%、60歳代が84.15%、70歳以上が71.06%の調査結果が出ています。愛西市においても同様に、若い人の投票率が低いと思われまます。

御答弁の中で、昨年導入した投票システムについて述べられていたのですが、この投票システムの内容をもう少し詳しく説明願います。

また、今後は投票システムの導入により、選挙結果を分析することが可能との御答弁でございましたが、分析をされる考えがあるかどうか伺います。

#### ○総務部長（石原 光君）

投票システムの内容についての再質問でございますけれども、一昨年から導入したということをご申し上げました。それで、従前の紙による選挙人名簿をデータ化したものというふうに、まずお考えをいただきたいと思っております。



そして、昨年の市長選挙から本格導入をいたしました。1つ例を申し上げますと、例えば入場券に印刷したバーコードを読み取って検索することができます。それによりまして迅速な処理ができ、投票者の方の時間の短縮や、いわゆる人員の削減を図ることができた、これが1つの大きなメリットになっております。

そして、先ほど申し上げましたデータ化、いわゆるそのデータベースの一元化によりまして、不在者投票とか期日前投票事務の効率化と、もう1つは二重投票等の不正防止にも役立っておるといのがこのシステムの効果といたしますか、そういったメリットがあるというふうに捉えております。

そして分析の関係でありますけれども、先ほど申し上げましたように、このシステムは投票者の情報を全てデータ化という形できちっと整理をしておりますので、選挙結果の分析は、当然可能でありますし、年齢別の投票者等の分析も、それを使えば数字的なものは公表ができるというものでございますので、参考的な意味合いでそういったデータを活用できるということについては、私ども選挙管理委員会としても参考数値として、データはデータとして取り入れていきたいなということは一方で思っております。以上です。

#### ○8番（三輪俊明君）

どうもありがとうございました。

投票率の向上については我々議員の役割でもありますので、より多くの市民の方々が投票に行っていただけるよう努めてまいります。

啓発活動について今後の課題としては、今までと同じではなくて、若者が関心を抱くような活動や企画を行ってほしいと思いますが、そちらのほうはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

おっしゃるとおりで、先ほどの冒頭の御質問でございますように、若い方、そういった政治に無関心とか、いわゆる投票離れといたしますか、そういった状況が蔓延しているということはよく承知はしておりますし、先ほど議員がおっしゃられますように、やはり議員さんの役割という分の中で、当然それは日常の議員活動も皆さんおやりになっておみえになりますし、やはりそういった中で政治に関心を持っていただくという相乗効果が出てくれば、当然、先ほど来お話がありました投票率のアップにも私はつながるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういったことも含めて考える必要があるのかなというふうには思っております。

それで、選挙管理委員会だけで選挙啓発、予算的なものもありますけれども、予算を増額すれば投票率が上がると、そんなものでもありませんというふうに私は思っておりますので、やはり議員さん等の活動、それから選挙管理委員会としてやるべき選挙啓発、そういったものは当然やっていくことが今後必要ではないかなと思います。

そして1つの例を申し上げますと、やはりこれから未来の有権者である小・中学校の児童・生徒さんに対しての啓発というものが、ちょっと重点的に関心を持ってもらおうという意味では必要ではないかなと思っておりますし、先ほど来ありました若年層に対する啓発、やはりこれは市の選管だけでは、やはり困難な部分もありますので、やはりこれは国・県の行う事務の中

で特に役割分担というものがありますので、そういった中でも啓発的なものをちょっと重きに置いていただいて図っていただくというのも必要ではないかなと、そんなような感想を持っております。以上です。

**○8番（三輪俊明君）**

どうもありがとうございました。

それでは、次に愛西市の人口異動について再質問させていただきます。

先ほど市民生活部長のほうから転入者数及び転出者数について数字をいただいたんですが、増減の原因分析は、まだ至っていないとの御答弁でした。数字を見ますと、平成20年度と21年度に転入者が転出者を上回っておるんですが、そちらがちょっと気になるんですが、ほかの部署でも何か原因を把握されたというか、そういうのがあれば伺いたいと思います。

**○企画部長（山田喜久男君）**

今、人口異動の原因について他部署で原因を把握しているかという御質問でございますけれども、申しわけありませんが、そういった詳細について他部署でも把握はしていないというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○8番（三輪俊明君）**

どうもありがとうございました。

先ほどの御答弁で総合的なまちづくり構想ということで、地域というお話もあったんですが、総合的なまちづくり構想ということで、市長さんのお考えをちょっといただければと思います。

**○市長（日永貴章君）**

おはようございます。

それでは、私のほうからまちづくり構想について御答弁をさせていただきます。

先ほど人口のお話も三輪議員からございましたけれども、これはちょっと参考なんです、国立社会保障・人口問題研究所というところが日本の地域別将来推計人口というものを発表してみえまして、愛西市の将来人口予測は、平成47年（2035年）では、約5万3,000人になるということでございます。また、平成52年（2040年）には、約5万人に愛西市の人口になるということが予測されております。

私、昨日の議案質疑等でもお話しさせていただきましたし、また初日の施政方針演説のときにも述べさせていただきましたが、人口減少社会というのは避けて通ることはできませんので、それをまず直視しなければならないと。あとは、働く人と支えられる人の割合も変わってきます。やはりそういうことをまずは直視した上で、今後、愛西市をどうしていけばいいかということ、やはり考えなければならないというふうに思っております。やはり広い面積を持った愛西市で人口がかなり減ってくるということを直視した場合に、やはり地域のことは地域の方がまずは先頭に立って、そこで行政がサポートしていく、そんなことを考えながら市政運営を進めていかなければ、愛西市として今がよければいいということではなく、将来のことを十分に考えていかなければならないというふうに思っておりますし、活性化という意味では、企業誘致等を進めながら、行政としてはできる範囲で一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っ

ておりますし、議員の皆様方におかれましても、さまざまな課題等を御提案いただきたいというふうに思っております。以上です。

○8番（三輪俊明君）

どうもありがとうございました。

次の民間委託についての再質問はありませんが、民営化できるものは民間へ委託して、サービスの質の向上とコストの削減を目指して行ってください。

自然エネルギーの学校での太陽光、こちらも再質問はありませんが、全体の2割の学校で太陽光発電を設置していますので、愛西市でも、ぜひ御検討、御計画をお願いします。

今回は、投票率の向上、転入者数の向上、サービスの向上、自然エネルギーの向上など、「向上」をテーマに質問をさせていただきました。夏目漱石の「こころ」の中で、「精神的な向上心」という言葉を用いています。我々も精神的な向上心を持って、愛西市の発展に貢献していきたいと考えています。

以上で質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて8番議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の23番・竹村仁司議員の質問を許可いたします。

○23番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、住環境整備によるまちづくり、タウンミーティングのあり方について、重要な課題と捉えて質問をさせていただきます。

大項目の1点目として住環境整備によるまちづくりについてですが、近年、地球温暖化は、切迫した国際問題として認識されています。その影響は、社会経済を初めとして多岐にわたり、その大きさは壊滅的な被害を受ける国があると予測されるほど甚大であると言われていています。このような事態から市民の利益を守るためには、地球温暖化に伴う住環境の変化及び地球温暖化の影響を回避するための緩和策や適応策の効果について、これらの経済評価を行う必要があると言われていています。

昭和37年、WHOは、人間の基本的な生活要求としての健康的な生活環境を、安全性、保健性、利便性、快適性の4つの理念に分類して提示しました。日本では、昭和57年からこの分類をよりどころとして住環境水準が提示され、住環境整備が国の施策に位置づけられております。

特に地球温暖化の影響による健康的な生活環境の確保については、2番目の保健性と4番目の快適性が大きく左右するのではないかと思われれます。すなわち、ちょっと専門的な言葉になりますが、物理的環境、化学的環境、生物学的環境が大きく人体の健康に及ぼす影響が現代社会には見られると言われていています。そして、それらは空気中にかかわる要素を生理的に五感で知ることができる空間状態とも関係するわけであります。例えば、熱を原因とする病気として熱ストレスや熱中症などの発病は、年々増加の傾向にあります。また、アレルギーによる健康被害も多種多様になっております。これも地球温暖化による自然環境の変化による、例えば花粉の大量飛散、屋内におけるハウスダストの発生など、子供から大人まで深刻な問題となって

います。

さらに、この数カ月、毎日のようにテレビで報道されているのが感染症、いわゆる接触・摂取による感染症などの人体への影響です。具体的には、新型インフルエンザ、鳥・豚インフルエンザ、ノロウイルスなどと言われます。特にノロウイルスに関しては、静岡県浜松市の小学校での1,000人超の感染に続いて、1月24日には広島県広島市の中学校でも300人を超える集団感染が起きています。

もう1つの地球温暖化の影響とされるのが大気汚染を原因とする病気、光化学反応による大気汚染などの人体への影響です。いわゆるPM2.5、あるいは排気ガス、ばい煙などによるものです。

PM2.5に関しても、既に中国だけの問題ではなく、特に花粉の舞うこれからの時期は、花粉についてPM2.5がさらなる健康被害を生み出すことが懸念をされています。

こうした住環境を脅かす問題を地球温暖化というくくりにしてしまうと、国の問題であって、地方自治体では無理があるという論理が出てきます。しかし、本来、自分が住んでいる地域ことは自分たちで決める、あるいは守るとするのが民主主義の本来のあり方であると学びました。むしろ、地方で先進的な取り組みをすることによって地方の独自性を出し、国・県からの補助を得やすくすることが大切ではないかと思うのです。

そこで、数点質問をさせていただきます。

小項目1点目の質問として、本市における、特に感染症、インフルエンザ、ノロウイルスなどに対する予防対策をお伺いします。

次に2点目の質問として、各給食センター、自校式校における感染症予防対策をお伺いします。

3点目の質問として、市内保育園、児童館、小・中学校、体育施設等での感染症予防対策、あわせて小・中学校のみで構いませんので、平成23年度と平成24年度のインフルエンザによる欠席者数と学級閉鎖数を各学校についてお伺いします。

4点目の質問として、公共施設の感染症予防対策、除菌・消臭剤などの消耗品、清掃業者への人件費等、年間およそどのくらいの予算をかけているのか。衛生費という項目になるのかと思いますが、毎年予算計上しており、どのようにして効果の確認をして予算計上をされているのか、お伺いをします。

次に大項目の2点目に、タウンミーティングのあり方について質問いたします。

市長が就任以来、タウンミーティングの開催を言われていることに非常に期待をしております。市民の声を聞くという姿勢が行政運営に活かされていくことを願っています。

これは近隣の小牧市の例ですが、一言でタウンミーティングといってもいろいろな手法があると思います。2012年5月12日、あるいは20日に小牧市で開催されたタウンミーティングでは、「子育て世代と語る」ということで、2カ所でタウンミーティングが行われたとのこと。小牧市の新しい取り組みの中で、例えば児童館の時間延長をしたというようなことを強調されたようです。市長のパフォーマンス的要素が大きかったというような市民の反応でありました。

また、小牧市のホームページには「市長の部屋」があり、市長の動き、マニフェストの工程表、市長プロフィール、施政方針、タウンミーティングなど、記者会見・記者提供資料、市民の声、それぞれのページにつながるボタンがあります。タウンミーティングについては、タウンミーティングなどという「など」という言葉がついておりますが、この表示は、タウンミーティングにはいろいろな種類があることを示しているように思います。平成23年2月に小牧市も新しい市長が誕生されております。それ以降、これまでに開催されたタウンミーティングを見てみますと、次のように記述をされています。

平成23年7月31日、タウンミーティング、市政報告会、懇談会、1会場、平成23年11月16日、タウンミーティング、市長と語る会、1会場で非公開、平成24年1月15日、タウンミーティング、特にテーマはなく、1会場、平成24年2月18日、タウンミーティング、市政報告・懇談会、2会場、平成24年5月12日・20日のタウンミーティング、子育て世代と語る、2会場。

このように小牧市におけるタウンミーティングは、市長が1時間以上を要して市政報告をするという形が共通で、残りの40分から50分はテーマを設けたり、設けなかったり、また時には非公開、開催告知をしないで特定の市民だけを対象にしたりしているようです。また、開催会場を、本来は小牧市には4つの地区があるようですが、そのときそのときによってばらばらになっているようです。

これはほんの一部の小牧市の例を拾い上げただけですが、これがタウンミーティングの全てということではないと思います。他の地域では取り組み方の違いもあると思いますし、近隣市町ということで小牧市の例を挙げましたが、小牧市民の声からは、タウンミーティングを次のように改善すべきという意見も述べられております。

1つとして、市政報告は、削除または簡素化し、できる限り市民の発言時間を多くする。2つとして、部長、あるいは課長も同席させ、市民の意見に適切に対応する。3つ目に、テーマは設けなくて自由に市民に発言をさせる。4つ目に、1回につき小牧の4地域で開催する。5番目に、終了後、全意見とその回答を市のホームページ、広報等に掲載する。

こうした他市の例から、愛西市のタウンミーティングがどのような形になるのか、数点質問をさせていただきます。

小項目の1点目の質問として、愛西市におけるタウンミーティングの開催目的、開催単位、開催時間、市側の参加者、また定期的で開催するのか、随時開催なのか。随時の場合は、あくまでも市側からの要請なのか、市民からの要請にも応えるのか、お伺いします。

次に2点目の質問として、タウンミーティングでの内容をどのように行政運営に生かしていくのか。さらに、タウンミーティングといっても会場の関係上もそうですが、限られた市民との交流です。より多くの市民とのタウンミーティングにするための方策をお伺いします。

3点目の質問として、現在、市民が行政運営に意見が述べられるのは、メールや、ふれあい箱、あるいはパブリックコメントがあると思いますが、このパブリックコメントとタウンミーティングとの関係性は、あるときにはより効果的な意見の集約につながるのではないかと考えますが、この点をお伺いします。

以上で、壇上にての質問を終わります。あとは自席でお尋ねをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

私のほうから、まず1点目の本市における感染症、インフルエンザ、ノロウイルスなどの予防対策についてお答えさせていただきます。

まず、インフルエンザ、ノロウイルスに対する予防対策といたしましては、市のホームページにおきまして、インフルエンザの感染予防対策を、年間を通じ、常時掲載しております。

また、公共施設の出入り口には手指消毒薬、ポンプ式のやつを置かせていただきまして感染予防を図っております。

各施設におきましては、季節性インフルエンザが流行する前に、各公共施設ごとに感染予防のポスター、ポスターの内容といたしましては、うがい、手洗い、せきエチケット、そのようなものが書かれておりますが、そちらのほうを掲示していただき、啓発を行っております。

また、愛知県内に感染症胃腸炎警報、ノロウイルスなどのことですが、またインフルエンザ警報、そういうものが発令された場合には、ホームページで情報提供をするとともに、予防の注意喚起を行っております。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

現場におけます質問で、2点目に、各給食センター、自校式における感染予防対策ということでございますが、感染対策として、特にノロウイルスについてでございますが、感染時期が12月から3月になると増加してくる状況にあります。これに対しまして、毎月2回の検便検査を、調理人を主に中京臨床検査センターにて検便検査をしております。そして、もし陽性の反応が出た場合につきましては、陰性結果が出るまで自宅待機という形で対応しております。

また、インフルエンザ対策につきましては、学校給食調理に携わる関係者は、各自、体調、健康につきまして自己管理において責任を持って管理をしておる状況でございます。

感染対策について具体的にどのようなことかということになりますと、毎朝、各自体温を測定いたします。そして、37度以上の熱がある場合、もしくは疑わしい症状がある場合には、職場内感染を広めることとなりますので、自宅待機するように職場全体に徹底をし、毎日、人の手が顕著に接触すると思われるトイレの流水レバーとか、便座、ドアノブ、そしてスイッチ、テーブルなど細かなところにおきまして、洗浄剤（次亜塩素酸ナトリウム）を使用して、毎日清掃をして防止しているところでございます。また、一般の方と調理に携わる者とは、出入り口をそれぞれ分けて管理をしているところでございます。

愛西センターとか八開センター、そして自校式におきましても、まず調理室に入る前におきましては、身なりとして、マスク、ゴム手袋、調理着のチェックをし、2度の手洗い、アルコール消毒をして、細心の注意をして調理室に入っているところでございます。また、調理室とか配膳室への外部からの進入は、入れないようにしておる状況でございます。

そして3点目、小・中学校、体育施設等での感染予防対策はということでございますが、小・中学校におきましては、大人と比べて抵抗力が少ないということもあり、やはり児童・生

徒は、石けんによる手洗い、うがいの励行を勧めております。あと、せきなど症状が出ているときには、マスクの着用を推奨しております。また、体育施設においても同様、予防の啓発をしておるところでございます。

それ以外に、学校においては窓をあけて換気の実行と、空気が乾燥しますと感染症がかなり広まるということになりますので、室内ではぬれタオルをかけて湿度を上げるという対応をしておるところもでございます。

次に、数をお尋ねいただきました。インフルエンザによる欠席者数と学級閉鎖数でございますが、平成23年度には小学校12校で994人、そして中学校6校で363人、合わせまして1,357人ございました。学級閉鎖は、小学校で9校、佐屋西、市江、永和、立田北部、八輪、開治、北河田、草平、西川端小で、合わせて17学級ございました。中学校では、佐織西中、佐織中の2校で、10の学級ございました。

昨年、24年度につきましては、小学校で欠席者ですけれども、6校で899人、中学校6校で195人、合計1,094人ございました。学級閉鎖につきましては、小学校6校、佐屋西、市江、永和、立田北部、立田南部、西川端小で、合わせて16学級、中学校は、昨年は学級閉鎖はありませんでした。以上でございます。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

福祉部の所管にあります保育園、児童館におきます感染症の予防対策でございますが、やはり基本的なうがいと手洗いの習慣づけを行っております。

それからインフルエンザの流行時期に、大体11月から3月ごろまでになりますけれども、全部の施設に加湿空気清浄機を設置しておりますので、こちらの使用を推奨しております。

給食調理施設につきましては、基本的に学校と同じでございます。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私のほうからは、各庁舎の施設管理という視点でお答えをさせていただきます。

感染予防対策に係る除菌・消臭剤、消耗品、清掃業者等々への年間の予算はどれくらいかかるのかという御質問でございます。先ほど申し上げましたように、各公共施設におきまして必要な予算計上はさせていただいておりますが、いわゆる感染症予防対策として、先ほど申し上げました4庁舎があるわけでございますけれども、それに限って特別な予算は計上しておりません。例えば、洗剤、清掃等につきましては、いわゆる通常の施設の維持管理費として購入、あるいは施行をしているものが、これはトータル的に、総合的に結果的にはその感染予防となっているという、私どもとしては捉え方をしております。

そして、こういった予算額で4庁舎の24年度の執行状況を申し上げたいと思います。それぞれトータルでお許しをいただきたいと思います。まず、除菌等の消耗品でございますが、これは24年度決算でございます、4庁舎で30万5,000円、それから清掃委託の関係であります、これは1,192万2,000円、それから除菌装置、それぞれトイレ等にあるわけでありましてけれども、そういったリースの経費が4庁舎で184万4,000円、トータル的に1,407万1,000円、これは24年度の決算額といえますか、執行額になっております。

そして、議員のほうからお話がありました衛生費の関係をちょっと補足をさせていただきます。衛生費という面で予算的なものを見てまいりますと、ここは感染予防対策として、市内公共施設10カ所の出入り口に手指の消毒薬を設置するために予算計上をしております。10カ所というのは本庁を含めた各4庁舎と、それから市江出張所、永和出張所、文化会館、佐織公民館、佐屋・佐織の保健センター、ここには消毒剂的なものを窓口に設置しておると。それで、その購入費につきましては、これは26年度予算で申し上げますと7万6,680円、こういったもので予算化をし、対応しているというのが現状でございます。以上です。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私のほうから、2点目のタウンミーティングの件について答弁をさせていただきます。

まず、このタウンミーティングにつきましては、ほかの市町村でも、議員もおっしゃられましたが、いろいろな方法で開催がされております。今回、私どもといたしましては、目的といたしまして、市民の皆様方へ現状の市の状況並びに将来展望などをお伝えしたいというふうに思っております。それと同時に、市民の方々からの御意見、御要望、御提案などもお受けしたいというふうに思っております。

開催単位につきましては、市内、今6中学校区がございますので、この6中学校区を対象に行っていきたいというふうに思っております。

次に開催時期につきましては、26年4月以降、早い段階で行いたいというふうに思っております。早ければ5月に入ったら行いたいと考えております。遅くても前半、8月いっぱいまでには終わりたいと考えております。

市側の参加者といたしましては、私と副市長と教育長、部長関係につきましては、ちょっと今検討中ということで御容赦いただきたいというふうに思います。

また、定期にするか随時にするかということでございますが、まずは1回、26年度に開催させていただきますして、その内容をよく精査していきたいというふうに思ひまして、まずは基本的には定期に毎年開催はしたいというふうに考えております。

あと2点目の周知方法につきましては、これは基本的なことなのですが、広報「あいさい」やホームページにて皆様方に周知をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、活用方法につきましては、皆様方からいただいた御意見、御提案などは、内容を十分に検討、確認をさせていただきますして、市政に反映できるものは、当然反映させていきたいというふうに考えております。

あと、より多くの方にタウンミーティングに参加していただくための方策ということでございますけれども、当然多くの方に来ていただきたいというのは、私ども開催するほうとして当然考えていますけれども、まずはこの26年度に開催をさせていただいて、その参加者数などをよく分析して、再来年度（27年度）以降に生かしていきたいというふうに考えております。

続きまして、パブリックコメントとタウンミーティングの違いということでございますけれども、基本的にパブリックコメントにつきましては、市が行政についての計画案をつくった場



合に、それについて期間を設けて意見をいただくものだというふうに考えております。今回、初めて私どもが取り組みますタウンミーティングにつきましては、その開催会場にて直接私どもと顔を見合わせて、対話しながら進めていくというものでございますので、若干意見集約等の部分では違うものだというふうに考えております。

私からは以上でございます。

### ○23番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、本市における感染症、インフルエンザ、ノロウイルスなどに対する予防対策ですけれども、今現在の対策でどの程度の予防ができるのか。ある面、それらの対策はこれまで行われてきて、なおかつ現在、たまたま愛西市では大きな感染に至っていないだけで、全国ではそれらの対策では防げず、最悪の結果としてノロウイルスでは死者も出ていると考えますが、何か新しい対策を模索されているのか、お伺いをします。

### ○市民生活部長（五島直和君）

今、議員がおっしゃられるように、対策、予防という観点でございますけれども、今現在、季節性のインフルエンザとかノロウイルスの対策というのは、先ほどおっしゃるように、国や県からの通知を受けて感染予防対策の情報提供であるとか啓発を市民の皆さんに呼びかけるというような点でとどまっております、確かに。ただ、個人の感染防止と地域の蔓延防止、そういうものを図っていくというような趣旨で行わせていただいております。

ただ、今後の関係でございますけど、新しい対策と申しますか、新型インフルエンザに関しましては、平成25年3月に市議会のほうで新型インフルエンザ等対策本部条例というのを制定させていただきました。それを踏まえまして、対策本部設置要領に基づき、市の体制づくりというのを現在進めております。

そうした中で、現在、国や県が策定いたしました新型インフルエンザ等対策行動計画、そういうものがございます。そちら受けまして、愛西市のほうも同様な新型インフルエンザ等対策行動計画の策定というのを関係部局の職員による作業部会、そういうようなものを組織いたしましたして、現在、策定を進めているというような現状でございます。

### ○23番（竹村仁司君）

これから制定される愛西市新型インフルエンザ等対策本部条例、あるいは愛西市新型インフルエンザ等対策設置要領、特にこの愛西市の新型インフルエンザ等対策計画においては、国・県からおりてきたものだけに基づくのではなく、特に予防対策については、この愛西市独自のものも出していただけるようなことをひとつ要望をしたいと思います。

次に、小項目の2点目と3点目をあわせて質問をさせていただきます。

特に給食センターにおける感染症の予防は、全国の例を見ても、一つ間違えば大きな被害につながるわけですが、愛西市の学校給食センターと八開の給食センターでは、設備的に新旧の違いによる問題はないのか、また自校式の佐織中学校の場合はどうなのか、お伺いしたいと思います。

います。

また、小・中学校でのインフルエンザによる欠席、学級閉鎖数ですが、特に数の多い学校を紹介していただきましたが、一人でもインフルエンザにかかれば、その子は発症してから5日間で、あと解熱後24時間、2日間登校できないわけですので、1週間休まなければならないということです。それだけ学校の授業にもおくれるということです。学校における感染症予防というのは非常に大切なことかなと思いますし、学級閉鎖にしてしまうことも、それは一つのそれは方策かもしれませんが、たとえ一人でもそういったことになりますので、これもちょっと毎年同じような対策、年数、その季節によって感染の仕方は違うと思いますが、他県の例とか、参考にすべきものがないのか、お伺いをします。

### ○教育部長（水谷 勇君）

給食センターにおけます関係でお尋ねをいただきました。設備による新旧の違いの問題ということでございますけれども、確かに施設の建築年数による設備の違いはございます。そんな中、毎日給食をつくっていく中で保健所の定期的な指導を受け、どの施設も基準に合った対応をとらせていただいております。

また、給食の機器とか器具、そして使用年数が違う状況にあることとございますけれども、衛生的な、また安全な調理を行わせていただいております。

また、自校式におきましては、給食の機器につきましては、単独校の佐織地区の小・中学校においては、順次、古い機器・器具を本年より28年までの間に、4年間の計画におきまして更新をしていく計画を持っております。具体的には、使用年数、使用頻度を確認し、給食機器の給湯器、洗浄機、冷蔵庫に至るまでにおきまして、学校ごとに順位をつけながら更新をさせていただきたいと思っています。

そのほかにも、運搬車、作業車、配膳台、移動台、食器かご等も器具と同様に、学校ごとに優先順位をつけながら更新をさせていただきたいと思っております。

最後に、インフルエンザに対する他県の例をお尋ねいただきました。毎年、厚生労働省からインフルエンザ対策としてさまざまな情報がございます。そして文部科学省、県教育委員会からも、学校におけるインフルエンザ総合対策の推進の通知が参っております。そんな中、平成25年度インフルエンザQ&A、そしてインフルエンザに関するウェブページ等で紹介がありますので、情報収集を行いながら、発生予防、蔓延防止に努めたいと思っています。

### ○23番（竹村仁司君）

ぜひ、そういった今後策定される愛西市の新型インフルエンザ等対策計画において、また十分な検討をいろいろな面からお願いをしたいと思います。

4点目の質問として、市内全公共施設の感染症予防対策、除菌・消臭剤などの消耗品、清掃業者への人件費等の年間の予算ですが、これはコストの削減の面から1つの提案をしたいと思うんですが、それが今回の住環境整備によるまちづくりという私の質問の中の一番肝になる部分といたしますか、環境整備事業の提案であります。聞くだけではなかなかわからないと思いますので、資料を用意させていただいておりますので、裏表になっておりますので、見ながらちょ

っと聞いていただければと思います。

静岡県の研究所で発明された「エアープロット」というプラチナチタン触媒というコーティング剤があります。これは全国でここしかつくっておりませんが、このプラチナチタン触媒を窓ガラスの内側に塗布することにより、昼間は太陽光を利用し、汚れた空気を分解します。夜はプラチナ触媒が効果を発揮し、汚れた空気を吸着、分解します。室内のアレルギーの原因物質、空気中に舞っている有機化合物を分解し、水蒸気や二酸化炭素の無害なものにいたします。シックハウスの原因物質の揮発性有機化合物、花粉症の原因物質である花粉、アトピー性皮膚炎、ぜんそくの原因物質のダニのふん（ハウスダスト）、これらの物質も分解除去し、酸化させ、快適な室内環境をつくるものです。

プラチナチタン触媒というのはプラチナの分解力とチタンの酸化力を利用したもので、このプラチナチタン触媒を施行することで、あらゆるにおいや空気感染症を防ぎます。当然、電気も使いませんので、地球にも優しいですし、プラチナチタン触媒は、他の触媒とは違って1日24時間中働き続けるので効果が実感しやすいものです。例えば、給食センターのような空気感染のおそれのある場所の窓ガラスの内側にこのプラチナチタン触媒を塗布することにより、24時間安全が確保されるわけです。今問題となっているノロウイルスに対しては、マスクも打つ手がないというようなコメントを出していますが、このプラチナチタン触媒を使うことで、実際には除去ができるという成果も出ております。また、プラチナチタン触媒は、先ほども述べましたが、花粉症の原因である花粉も分解します。年々増加の傾向にあるアレルギー性の疾患、特に突発性に増加している花粉症が解消されとなれば、随分家庭における医療費の削減にも貢献できるはずですよ。

また、プラチナチタン触媒は、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、シックハウスの原因物質である有機化合物も分解して水蒸気と二酸化炭素にするわけですので、現代は国民の3分の1が何らかのアレルギーを持っていると言われておりますので、この現代病をなくすことで愛西市内の医療費も削減できるものと考えます。子供たちや高齢者といった抵抗力の弱い方たちが集まる公共施設に、このプラチナチタン触媒を導入することにより、市民の皆さんの医療費の削減につながる手本になると思うのです。当然、個人宅でもこれは施工できます。病気になって休養することとなれば多くの生産コストの無駄が生じることも、これもまた市にとってはマイナス要因になると言えます。

先ほどお示しいただいた4庁舎の除菌等の消耗品、除菌装置賃貸料を足しただけでも260万円になります。市内には指定避難所が54カ所あります。この指定避難所に、もし何か災害があって避難した場合には、こういう感染症ということは非常に問題になると思うのですが、除菌等の消耗品や除菌装置が現在でもあると思うんですが、仮に50カ所として掛けると1,300万円になります。ここには清掃委託料、ガラスの清掃も入っていませんし、私が聞くところでは、プラチナチタン触媒は、最低でも10年間保証するそうです。簡単に10を掛ければ1億3,000万の削減になるわけです。こうした衛生面、医療面の両面からのコスト削減を行政と市民とで行っていけば、市長の目指す「健康増進のまちづくり」が望めると思います。この点どのように

お考えか、お伺いをいたします。

○総務部長（石原 光君）

いろいろ御提案という形で、いろんな効果的な分も含めてお話をいただきました。

それで、先ほど申し上げましたように各公共施設の関係費用、衛生的効果のある支出も当然含んでおります。御提案のエアープロット、プラチナチタン触媒に全て振りかえられるというものでもないのかなあというような捉え方もしております。特に清掃関係の今お話もありましたけれども、清掃委託は、単純に拭き掃除だけではありませんので、やはり固形的なごみ処理も行ってもらっておりますので、コスト削減、この分については削減効果というのはちょっと望みにくいのではないかなあと、そんなような思いといたしますか、感想を持っているのが現状であります。よろしく申し上げます。

○23番（竹村仁司君）

多分、プラチナチタン触媒というのはそんなにまだ知られていないと思いますので、話を聞いただけで、いきなりその効果があるのかないのかというのはすごく疑問があると思いますけれども、当然市の予算計上には効果の確認ということが必要でありますので、そこで近々、近隣市の民間の事業所においても施工する予定になっていると聞いています。これは主に消臭効果の確認になるとと思いますが、ここで効果があれば、学校トイレの悪臭等にも必ず効果があると思います。ぜひこの効果を見て、トイレ改修費の費用対効果を確認していただきたいと思います。これは要望であります。

また、国に対してもプラチナチタン触媒の効果の調査、確認をお願いしております。しかし、国においても、実際に施工された施設に基づく効果の確認が必要です。もともと静岡県で開発されたものでありますけれども、静岡県には多くの実例もあるんですが、今のところ静岡ではそうした動きはないようであります。

そこで、愛西市がいち早く、一つでも公共施設に施工することによって、住環境事業、健康増進の先進都市の実例として国の調査に貢献することになれるはずです。それは、とりもなおさず市の知名度のアップ、国の補助金対象の特区としての役割を果たせると考えます。この点についてお伺いします。

○総務部長（石原 光君）

これも1つの御提案という形で承りましたけれども、先ほど議員のほうから、近隣のその民間の事業所ですね、そういった取り組みをされるというお話もありましたので、またその辺の情報等をもし収集されましたら、ちょっとまた教えていただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、費用対効果ですね。これは、当然税金を使ってそういったものに使用させていただくという部分も当然ありますので、費用対効果については今後研究をしていきたいというふうに思っていますので、もうしばらくこの件についてはお時間がいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○23番（竹村仁司君）

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、愛西市におけるタウンミーティングについてであります。定期的開催なのか、随時開催なのか。随時の場合は、あくまでも市側からの要請なのか、市民からの要請にも応えるのかということに対してですけど、私は定期的開催し、市側からの問題提起だけでなく、地域によっては市民からの要望にも応える形があってもよいのではないかと思います。この点、もう一度確認します。

### ○市長（日永貴章君）

定期的なのか不定期的なのかという、まず1点目の御質問ですけれども、1年に1回、各中学校区でやるのが定期的になるのか、各半年に1回やるということが定期的になるのか、ちょっと御意見が分かれるところだと思いますけれども、現段階では1年に1度、6中学校区で開催したいというふうに考えております。

先ほど申しましたけれども、初めてやらせていただきますので、その内容を精査させていただいて、もう少し年に2回やったほうがいいのか、また地域の今やっておりますそれぞれの出前講座、ああいう形にしたほうがいいのかということであれば、また検討するべきことになってくるというふうに思っております。

あと、市民からの要望に応じていく形がという御質問でございますが、私自身もほかの市町でやってみえる状況を知っている範囲で確認させていただきまして、話もさせていただきましたけれども、やはり地域、また市町によってそれぞれ違うようで、要望につきましても、地域や出席された方によってかなり要望の内容についても違いがあるようで、その場で答えを出せるものもあれば、やはり持ち帰って答えなければならない内容もあるということでございます。出席した私どもでわかる職員がいれば、その場で正確にお答えすることもできますし、その職員が出席していなければ、当然持ち帰ってお答えするということになりますので、その辺は、しっかりと内容、いただいた御意見、御提案等についてはしっかり受けとめさせていただいて、お答えをする必要があるのではないかなというふうに思っております。

要望につきましても、今、総代さんたちが出してみえる地域内の、極端な話、舗装や側溝の件をその場で御意見されましても、やはり基本的なルールというものがございまして、その御要望の内容につきましても、まずは一度開催してみなければわからないということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

### ○23番（竹村仁司君）

その件に関しては、また御検討いただきたいと思います。

タウンミーティングでの内容をどのように市民に周知するのかということですが、一番大切な部分、今、ちょっと市長も言われましたので同じことになってしまうかもしれませんが、言いつ放し、聞きつ放しになるのが一番長続きしない原因になると思いますので、その場で答えの出ないことでも、後から広報を通じて答えるとか、先ほど言われたみたいに、一度持ち帰って答えていただくという、その双方のやりとりが必要と考えますので、この点に関しては今のお答えで、私も検討させていただくということで、次の質問をさせていただきます。

パブリックコメントとタウンミーティングとの関係をどのように持っていくのかについてですが、パブリックコメントとして出す内容について、先ほど言われました市でつくる計画、いろんな計画があると思いますので全てとは言いませんけれども、ある種の計画に関しては、より多くの、私が感じている限りでは、パブリックコメントで市民の声が余り出ていないと思うんです。そのパブリックコメントを先に出すのか、タウンミーティングを先とか、私はそういうものがあると思いますけれども、より多くの意見をパブリックコメントとして出していただくためにタウンミーティングを先にやって、その計画内容を説明するというのも必要ではないかと思いますが、その点をお伺いします。

#### ○市長（日永貴章君）

パブリックコメントとタウンミーティングの違いにつきましては、最初に御答弁をさせていただきましたが、議員おっしゃられるとおり、パブリックコメントのコメントは少なく、このシステム自体が市民に周知されているかどうかということは私自身も疑問に思っている点もございますので、当然そういうシステムがあるということも、1つにはタウンミーティングが市民の方にお伝えする機会になるのではないかというふうに思います。

そもそもパブリックコメントとタウンミーティング自体の目的が違いますので、その点はしっかりと認識をしていただきたいなというふうに思っております。

また、先ほどの2点目の質問で、言いつ放し、聞きつ放しという話は、当然私もそうでありますし、聞かれた方がその内容についてどのように考えているのかという返事をいただきたいというふうに思っておりますし、また匿名で質問をただけで、個人的には答えていただかなくてもいいという方も見えますので、質問をされた方に連絡先を聞いて、ちゃんと答えが欲しいという方も、もしかしたら中には見えるかもしれませんので、その辺の御意見、御要望の件につきましては、十分そのときにお話をやりとりの中でやっていかなければならないかなというふうに考えております。

方法といたしましては、事前に質問内容を募集してやるという方法をとられているところもどうもあるようでございますので、そういうこともやり方の一つではないかなというふうに思っております。以上です。

#### ○23番（竹村仁司君）

今の話もありましたけど、タウンミーティングは新しい取り組みですので、それを成功させるためには、ある意味、市民の方にもそのタウンミーティングを開催する目的とか、そういうことも理解をしていただき、参加をしていただくということも必要だと思いますので、そういったことも市民の方に、このタウンミーティングを始める前に周知、どういう意味でやるのかということもお伝えすることが大切かと思えます。

これは要望として、以上で質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（加賀 博君）

これにて23番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時35分再開といたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位3番の7番・石崎たか子議員の質問を許可いたします。

○7番（石崎たか子君）

議長の許可をいただきましたので、災害・犠牲者ゼロを目指してについて質問をさせていただきます。

過日は、「知ろう！地震のメカニズム，見よう！記録に残る海部地域の地震被害」と題した冊子をいただきました。

2011年3月に東北地方太平洋沖地震が発生しました。1995年1月17日の阪神・淡路大震災の記憶がだんだん薄れたところに、津波という地震に伴った2次的に起きる災害の恐ろしさや、そのすさまじさをテレビを通じて見せつけられました。

この地方では、岐阜県本巣市で123年前に、1891年（明治24年）、根尾を震源とした濃尾地震が発生しているそうでございます。直下型地震として、いまだ国内最大と言われております。この冊子にも、愛西市は、このプレート型直下型地震の影響を受ける危険性のある地域であることを忘れてはならないと警告を發されており、地震に対する備えが必要であると書かれております。冊子の中に、新潟、そして神戸、ひずみ集中体のページがあり、この愛西市も入っております。海部地域における濃尾地震の被害状況では、震源地は揖斐川上流域、マグニチュード8.4、震源地に近い根尾谷では家屋のほとんどが倒壊、そして尾張地方ではその被害が大きく、中島郡、海東郡、海西郡地域でも相当数の被害が出たようでございます。地震が発生したときより2日間で361回の余震、その2年前から前兆のような地震があったようです。この地、海西では、開治村、八輪村では死者も出たようでございます。

それから、1944年（昭和19年）12月7日の東南海地震と、1946年（昭和21年）12月21日の南海地震は、最も最近発生した地震でございます。

1945年（昭和20年）1月13日の三河地震では、県内の死者は2,306人、私も小さいころの記憶として覚えております。

愛西市の西には木曾川があり、市内には木曾川から東へ鶴戸川、海部幹線水路、旧佐屋川、宝川、善太川、領内川、日光川、三宅川の7河川がございます。愛西市福原は、また長良川と木曾川に挟まれた地域でございます。

さて、小項目1でございますが、既往最大を超える豪雨災害の多発に市はどのように対処するかについてでございますが、去る1月30日に水災害講演会で「愛西市での犠牲者ゼロを目指して」と題して、片田教授より講話を聞かせていただきました。既往を超える災害に、愛西市の北部で木曾川が破堤した場合、ほぼ全域が浸水すると言われました。南部で木曾川が破堤した場合、木曾川と海部幹線水路、旧佐屋川に挟まれた地域では浸水深が深くなり、佐屋地域まで浸水するとされました。

片田先生のお言葉として、自助・共助・公助がそれぞれの役割を主体的に果たし、地域社会として一体となった自然災害に立ち向かう社会の構築が重要であると述べられました。また、教授は、愛西市の7河川の調査はまだされていないとのことでしたが、市長さんも熱心に聞かれておりました。改めて、講演での御見解をお伺いいたします。

以下、自席で質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、答弁させていただきます。

平成25年度に実施いたしました2度の講演会、そしてアンケートに対しまして、議員の皆様方を初め多くの皆様方に御理解と御協力をいただきまして、本当に感謝申し上げます。

この講演会を私自身も聞きまして、今まで以上に防災・減災に対して意識が高まったというふうに思っております。

また、アンケート結果をお聞きいたしまして、改めて行政で行えることには限界があるのではないかというふうに感じました。

今回の講演会におきましては、スーパー伊勢湾台風ということで水災害の講演でございましたけれども、台風の予想進路によって、いち早い段階で避難命令、避難勧告が発令できるよう、また市民の方々に理解をしていただける意識づくりが必要であるというふうに感じました。

また、愛西市単独での避難などには限界があり、周辺自治体との連携が必要であるということも認識いたしました。以上でございます。

#### ○7番（石崎たか子君）

御答弁ありがとうございました。

あの折にも善太川ポンプ場近くの方の発言がございました。ポンプ場があるということは一番低いところでありましょうということも先生がおっしゃったんですが、本当にしみじみ大変なところだなあということを感じたわけですが、まずやはり自助、お一人お一人が行動を起こすことが大切であるということも学ばせていただきました。

そして、項目2の悲願！水害避難の丘の整備をについてでございますが、私ども大井地区の一時避難所でもあった永和荘が売りに出ておったんですが、そのままでございますが、あの避難所の築山というのか、あそこを何とかならないかということでしたが、今どのような現状でございましょうか、お願いたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

永和荘の現状について御質問をいただきました。現時点でわかる範囲内についてお答えをさせていただきますと思います。

これは議員各位が御承知のように、この永和荘の件については、議会の中でも質問がありましたし、また全員協議会にも市の考え方というものをお示した、報告をさせていただいたという経緯もあります。

一番この問題が起きたのは、平成19年当時だというふうに理解をしております。これも平成19年8月でありますけれども、全員協議会のほうで永和荘の件について御相談といえますか、



市の考え方をお示しさせていただいた経緯もありますし、最終的には維持費、あるいはその修繕的なものを考えると、当然市としては受けられないと。

その後、議会の皆さん方も、永和荘ももちろんであります。祖父江のふれあいの郷のほうへも視察をされていた経緯があると。そして、一般質問でも議員のほうからも質問をいただいた経緯もある、何とか避難施設にできないかと。

そういった経緯を踏まえた中で、最終的には20年3月に改めて、これは全協でありますけれども、他の施設へ有効活用できないかと、用途変更はできないかと、このような御意見もいただいた中で、最終的に改修経費、あるいは多額の維持管理費がかかると、市が受けるのは難しいという判断の中で、これは平成20年8月でありますけれども、愛知県の高齢福祉課長さんのほうへ、きちっとお断りを申し上げたという経緯であります。

そういった経緯の中で現状を申し上げますと、永和荘につきましては、平成21年3月20日をもって閉館となっております。その間に、浄化槽の撤去、あるいは冷房用のフロンガスの抜き取り、重油タンクの閉鎖、撤去等がされておりました。現状、閉鎖という状況になっておるのが私どもの今知り得る範囲でのお答えです。よろしく申し上げます。

#### ○7番（石崎たか子君）

何か、もうお断りを県のほうにされたということも聞いたんですが、やはり今、市長さんがかわられて、今の蟹江町のように、水害避難の丘の整備をされるということで予算のほうにのってまいっております。特に私ども佐屋、永和地区の人にとっては、海拔2メートル前後でございます。旧の八開地区は標高3メートル、佐織がゼロということで、すごく意識というんですか、思いが違うと思うんですが、蟹江町では県から旧蟹江高校を購入されて、その跡地に運動設備や避難所機能を持つ施設のある広場の整備に、高台の希望の丘の造成、来年4月に利用開始ということで、私ども本当に、ああ、こんなところがあったらということで、今、施設はどうあれ、築山のところを何とか、あれを永和荘でできないか。もしくは、親水公園、金棒グラウンドの一隅なりでそんなものが、逃げろ逃げろということだけでは、私どもはどこへ逃げるといふか、また善太地区でも、善太新田の方も全然そういう高いところがないということで、それがかなえていただけないか。避難所は、私ども永和中学、善太川の横ですので、南のほうへ逃げるといふことは絶対できないということでございしますが、あの位置をもう一度、永和荘を何とかそういう利用をさせていただけないか。県のほうに直接願いに行こうかという御意見をいただいたんですが、少し市のほうにお願いしてみますということでおりますので、何とかその辺なりませんでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

永和荘の関係でございしますが、先ほど部長も御答弁させていただきましたが、議員も十分御承知かと思っておりますけれども、まずは平成20年8月に市としては引き受けることはできないという回答をさせていただいておりますし、それ以前には全協等でもお話をさせていただいているということ、まずしっかりと認識をしていただきたいというふうに思っております。

また、県のほうでは、私、若干聞いておりますと、民間の方がというお話がどうも出ている

ようにお聞きいたしております。蟹江町さんの動きも当然承知しておりますけれども、現段階で愛西市がこの永和荘を買収するという考えは持っておりません。以上です。

#### ○7番（石崎たか子君）

残念で、もし市民、またこれもそうですが、リニアですかね、中央新幹線の東京・名古屋のルートが発表されて、工事になったら、その土をいただいて、どこかに高台、その施設をつくれじゃない。高台を5メートルぐらいですかね、蟹江は、そんなようなものをできないか、これも夢のような話でございますが、本当に私たちには切実な問題でございます。

また、救命服、そういうときにはそういうのを渡しておいたらいいとか、また過日、永和学区コミュニティーの広報委員会の中では、災害避難の協定を結ばれたのは、その後、何社になったのか。こちらから個人的にコミュニティーの中の人たちが行っても、取り合ってもらえないとか、協定を結べないということでございますが、ぜひ何とかもう一度、だめだということはわかりながら、今、永和荘は何にもなっていないです。1億6,200万ですか、売りに出ているときにお話はあって、今、まただめということになっておる以上は、何とかもう一度、私どもの周囲、大井町という感じで避難ができないものか。くどいようですが、お願いいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

永和荘の質問だというふうに思いますけれども、やはり行政として一度、過去、まだ5年前ですね、平成20年ですので。その時点で市としては買収しないと、ちょっと用途的に、また予算的にも難しいという返事しておりますので、県のほうは、先ほども言いましたけれども、既に民間のほうにということ動いているというふうに聞いておりますので、今の段階で愛西市がどうのこうのという段階ではないというふうに考えておりますので、永和荘については、先ほどの答弁と一緒に、今のところ永和荘を愛西市として買収して利用するという考えはございません。

最初のお話ですけれども、伊勢湾台風のこの前の講演を議員もお聞きになられたと思いますけれども、天気のいい何十時間も前から避難勧告を出せる、進路予想ができるということで、早く避難していただく。しかも、市内にとどまるのではなく、広域的なことを考えて広い範囲で避難をしていただきたいという講演のお話でございましたので、そういうことも十分に理解をしていただいて、愛西市におきましては、確率的に言いますと、地震より台風、水害のほうを心配しなければならないというふうに考えておりますので、やはりその辺を十分に理解をしていただきたいというふうに考えております。

#### ○7番（石崎たか子君）

やはり住民は、その近くに安心・安全、避難勧告だとか、突発的に来る地震、そんなときに近くで持ちたい、住民の御意見でございますので、その旨、また市長のお答えを伝えたいと思います。

そして、今申しました避難の協定をされたのは、その後何社になりましたか、お尋ねします。

#### ○総務部長（石原 光君）

民間さんをお願いしておる避難施設の関係でありますけれども、この件についても、最前からいろいろお答えをさせていただいております。

現状をちょっと申し上げさせていただきたいと思います。一時的な避難場所として、現在、民間の避難ビルも含めた中で協定を締結させていただいております。そして、中には福祉避難所として指定させていただいている施設もありますので、一部重複をいたしますが、現在、6施設あります。その他に、物資協定とあわせて施設利用、これは屋上の駐車場も一部利用させていただきたいということもお願いしている施設もありますので、御承知のように、ヨシヅヤさん、愛西市には3店ありますけれども、佐屋、勝幡、ごめんなさい、平和店ですか、この3店も1次避難所として利用させていただくことになっておりますので、現状としては6施設以外にヨシヅヤさんの3店と。

当然ながら、これで私どもとしては協定をストップしているわけでありませんので、引き続いて御理解いただけるところから、順次、担当のほうは今進めておりますので、また折があったら、機会があれば、またそういった傾向について状況を御報告できる機会があるかなというふうに思っております。現状としては先ほど申し上げた数字です。

#### ○7番（石崎たか子君）

今、6施設ということですが、何も無いところには、きっとそういう施設との協定はないかと思えます。ぜひ、大変だと思えますが、今後も御努力をお願いいたしますし、住民の方からもいろいろな、そして自発的に何とかならないかということをやってみえる方もおいでですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

そしてまた、舟のほうなんです、大体支所とかに置いてあるそうですが、今、何艇ぐらい用意されておりますでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

舟艇と申しますか、舟の関係ですね、これも以前、御質問をいただいた経緯がありますけれども、舟艇につきましては、39艇、そしてゴムボートには18艇、保有しております。それぞれの消防署本部にもありますし、特に佐屋地区が多いですね。舟艇については21艇、ゴムボートが5艇という形で、それぞれ各小学校、あるいは永和地区の防災コミュニティセンター、それから消防団の詰所、そういったところに一応配備をしておるのが現状であります。

それ以外に、立田地区、八開地区、佐織地区、それぞれ消防団詰所に、それぞれ必要な舟艇の配備はしておるのが現状であります。

それともう1つ、これは海部地区の水防事務組合も愛西市内にありますので、その水防事務組合の管理下に置かれているゴムボートとか舟艇もありますので、そういったこともちょっと御認識をいただきたいなというふうに思っております。以上です。

#### ○7番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

昔は、善太新田町の方ですが、舟がどこの家にも常備というんですか、あったんだけどもということなんです、なかなかいざというときに、どんな形でそういう災害が来るかわかり

ません、どこどこにあるということの周知だけはしてあげたいと思います。

去る4日の報道で、県では津波避難で南海トラフを想定し、海部地域をモデルに巨大地震に備えた市町村の避難計画づくりを支援するため、津波避難シミュレーションを新年度に実施する方針とのことで、6月ごろには公表を目指していると。シミュレーションを通じ、犠牲者を減らすための避難場所の位置や避難ルートなどが適切かどうかを検証していただけるとのことです。これは本当に私どもにとってうれしいことです。市の対応がなければ、自分たちで場所を探し、高台を構築していこうの意気に燃えている方々がいます。議案質疑の折の住民の願いでございましたが、なかなか亀の甲の道路とか、ひび割れた道路を不安に思っているところをどうぞ見ていただきたい。

先ほども市長が言われたんですが、地域の人が生懸命美化運動とか、見守りとか、防犯パトロール、何とか市に少しでもお役立てをしようということでやっておられる方がいますが、市長は選挙の折に、永和地区公民館であったんですが、住民の方が願い事を言われたんですが、まず市長は、自分で見て確かめ、そして議会に諮り決めると言って、その返事を待っていらっしゃる方がいるんですが、市民の願いを少しずつでも聞き上げていただければ、三輪議員の質問に、地域の人はずっと自分たちで考えてほしいということ先ほど言われたわけですが、何を要望しても聞いていただければ、市民も市に協力はしなくなると思います。今後も、住民、市民の心の痛みのわかる市政、思いやりのある行政であってほしいことを願い、質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○市長（日永貴章君）

私から少し、違ったことを地元で言われますとちょっと困りますので、少しお話をさせていただきますけれども、まず地域要望の件につきましては、現在、各年度の地域内側溝、地域内舗装につきましては、ホームページで全てアップをさせていただくようにしておりますし、また避難所の関係でございますけれども、先ほどの永和荘の件もそうでございますし、今、議員がおっしゃられましたとおり、県のほうもシミュレーションをされると、それによって適正な避難所かどうかということを確認されるということも言ってみえますし、愛西市におきましても、市民の方々の意識づけ等を考えて、25年度、講演会もさせていただきました。議員が御理解してみえるかどうかわかりませんが、スーパー伊勢湾台風が来た場合は、市内にとどまるのではなくて、市内以外でも安全な場所へ逃げてくださいということを先生は言ってみえますので、市内にいたいという気持ちは十分わかるけれども、安全なところへまず逃げてくださいということを片田先生はおっしゃってみえますので、地元の住民の方には、しっかりそのあたりの意識づけをしていただいて、まずは安全なところへ逃げると。逃げるところがないのではなくて、安全なところへ逃げるといって御理解がいただきたいというふうに思っておりますし、県のほうも、このゼロメートル地帯の安全・安心のために力を入れていくということもおっしゃってみえますので、愛西市単独ではできないことには限りがございますので、しっかりと市民の方には正確な情報をお伝えいただきたいというふうに思っております。

永和荘の過去の経緯もしっかりと伝えていただきますよう、お願いをしたいというふうに思

います。

私からは以上です。

○7番（石崎たか子君）

済みません、一言、言ったことは違うんです。もう永和荘のほうはいいんですが、そのことじゃなくて言ったのは、住民が答えを待っていらっしゃるのは、質疑で加藤議員が言われた永和台の道ががたがただからということと言われたんですよね。そのことを私は最後に言ったんですが、もうそれはできないと。字内でということで、その答えは自分で見て答えますと言われたものですから、選挙でいらした折にそう言われたので、また待っていらっしゃるということでお願いをいたしました。

○議長（加賀 博君）

これにて7番議員の質問を終わります。

ここで、お昼の休憩に入ります。再開は午後1時30分再開といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

お昼の休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位4番の13番・山岡幹雄議員の質問を許可いたします。

○13番（山岡幹雄君）

よろしくお願ひいたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

今まで多くの議員さんが空き家問題について質問をしてみえます。この空き家問題については、本来は所有者等が解決するべきこととされております。空き家対策について相談する窓口として、建物が老朽化し壊れそうな場合は建設課や都市計画課、草が伸び放題になっている場合や不法投棄は環境課、また草の問題でも枯れ草の場合は、防火上の視点からは消防本部、また防犯上の観点なら警察というように相談窓口が異なります。仮に相談できても対応ができる窓口がない、これが実情だと思います。

人が住まなくなった家は、年月がたてば柱などが腐り、崩壊の危険度が増す上、強風が吹けば壊れた戸や屋根などが近隣に飛ぶ可能性があります。ごみの不法投棄や放火を含め火災発生の懸念もあります。子供のたまり場や犯罪の温床にもなりかねません。空き家の増加は、景観上の問題だけでなく、犯罪や放火の要因になることなどから、住民は、日々不安を抱きながら生活をしております。

市は、市民から空き家に対する相談が何件あったか、その相談をどのようにしているか、お尋ねいたします。

次に、緊急搬送の現状と課題についてお尋ねします。

1日平均、およそ1万5,000件、これは2010年の全国1日当たりの救急車出動件数であります。5.8秒に1回の割合で出動している計算になります。緊急需要は、ほぼ一貫して増大して

おり、この12年間で約30%増となっております。こうした背景には、高齢者人口やひとり暮らし世帯の増加によって、急な受診ニーズや通院までの手助けを必要とする利用者がふえていることが指摘されています。

2010年には、全国で546万3,682件の救急車の出動がありました。救急車の利用者にはどのような特徴があるのだろうか、利用目的は、急病人、交通事故や一般の負傷であります。一方、転院搬送も約1割あり、年齢は、約6割を65歳以上の高齢者で占めております。利用者の重症度を見ると、約5割が軽症であります。乳幼児、少年の軽症者割合は、約8割に上っております。結果的に軽症であっても、診療時間外に症状が出たり、けがをした場合には、いつ何どき現在の症状が急変するかがわからないため、本人や家族等は大変不安な気持ちになります。

消防庁発表の「平成24年版救急・救助の現況」によると、平成23年中における救急隊の現場到着までの時間は、全国平均で8.2分、前年度は8.1分、病院収容までの時間は、全国平均で38.1分、前年は37.41分、過去最長となっております。

市の平成24年消防年報に、2,650件出場していますが、救急隊の現場までの平均時間をお尋ねいたします。

最後に、企業誘致の取り組みについて質問させていただきます。

近年、地方分権という構造改革の流れの中で、国から地方への税源移譲、財源移譲の問題が大きく取り沙汰されていることがあります。幾ら地方分権を唱えてみても、財政的に都道府県、あるいは市町村は、主体性を発揮するためには地域が財政的に自立しなければなりません。加えて、地方交付税交付金が安定しない昨今において、税収の確保、雇用の創出などの効果をもたらす企業誘致は、現在、多くの自治体がしのぎを削る状態でございます。これまで企業誘致は、国内の自治体がライバルとなっており、現在では本気で企業誘致活動を行うならば、海外との競争も視野に入れなければならない大変厳しい時代になってきております。

市も全国の多くの自治体に漏れることなく、積極的に企業誘致という旗を掲げております。しかし、市内を見渡してみますと、大変残念なことに、企業が市に進出すると試みたとしても、集落の周辺以外は農業振興地域に指定されているため、企業の立地は極めて困難な状況でございます。

市内において企業誘致の受け皿となる一定以上の広さを持つ土地は、都市計画マスタープランに産業ゾーンとして、佐織・佐屋地区しかないのが現状でございます。平成25年6月、愛西市議会定例会にて市長の招集挨拶で、「近い将来、地方交付税の見直しで本市の財源減少も十分考えられ、自主財源の確保が急務となってまいります。そのために企業誘致を実現するため、必要な施策を具体的に推し進め、次世代につながる本市の礎を築いてまいりたいと考えております」。平成26年新春市長挨拶で、「私ども行政といたしましては、将来を見据えた財政計画などを策定し、各事業の検証や見直しをスピード感をもって取り組んでいきたいと考えております」と発言がございました。また、「財源確保、地域活性化の一つとして、企業誘致などを少しでも前進させるよう努力していきたいと考えております」と御挨拶をされております。

この3月の愛西市議会定例会招集挨拶並びに施政方針説明において、市内2カ所の産業ゾー

ンのうち、関係機関の御理解、御協力がいただける佐織地区への企業誘致をまずは前進させると挨拶をされました。

そこで、市は現在、企業誘致活動をどのように行っているか、お伺いいたします。

以上で総括質問を終わります。自席にて答弁を伺いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、空き家対策について、まずその相談をどのように対応しているかという御質問でございます。

議員御承知のように、この空き家対策の件については、過去にも複数の議員の方々から、直近では昨年12月にも、この問題については御質問をいただいた経緯がございます。

それで、私のほうから防犯という視点も含めた中で、一応総括的にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員のほうから御質問がございました、市民の皆さんから、その空き家に対する相談をどのように対応しているかという御質問でございますが、私は安全対策課の部分の中での目線でちよっと整理をさせていただきますので、その点だけ御了解ください。

過去において断片的ではありますが、やはり管理の方法であるとか、その将来的な取り扱いについて相談があったということについては聞いております。そして現状をちよっと申し上げますと、相談が非常に多くなったとか、また近隣に迷惑を及ぼすような事例が、安全対策課という一つの課のほうへ、そういったお話がふえてきたというような状況にはなっていないような捉え方をしております。

ただ、これは一口で空き家といっても、いろんなバリエーション、多様なケースがあると思っております。そうした案件に応じて現状どうなっておるかという、個別に対応をさせていただくのが現状です。具体的に申し上げますと、いろんな法があるんですけれども、例えば建築基準法の適正管理にしる、道路管理者による改善指導とか、生活環境の保全に関する指導、それから消防法もありますけれども、今現時点では、それぞれの個別法のほうで、原課、原課のほうで対応してもらっておるのが現状です。

議員のほうから、その窓口がない云々というお話もありましたけれども、ただ、いろんな情報交換というのは私ども担当のほうでしておりますので、答弁になったかどうかわかりませんが、現状としてはそんなような市としての対応の状況です。以上です。

#### ○消防長（小塚良紀君）

救急隊の現場到着までの時間についてお答えいたします。

平成24年の消防白書の数値、あるいは平成24年の消防年報の数値ということで御質問をいただいておりますが、平成25年の状況で回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。平成25年中の救急件数につきましては、2,691件で、救急隊の現場到着までの平均時間につきましては、約8分となっております。また、病院収容までの平均時間につきましては、約31.5分となっております。先ほど議員が申されました全国平均、現場到着までの時間、8.2分より若干短いというところでございます。また、病院収容までの平均時間につきまして

は、38.1分に比べまして31.5分ということになっております。よろしくお願ひいたします。

#### ○市民生活部長（五島直和君）

先ほど総務部長のほうがお答えしましたが、各課での対応ということで、環境課のほうでも空き家に関しての御相談があります。それについて少し述べさせていただきます。

主に私どものほうにある御相談といたしましては、草の管理、そういうものでお電話等をいただく場合があります。まず、件数的なものでございますが、24年度は年間で10件、25年度はこんにちまでで3件と、そんなような件数の相談がございます。

そして、私ども、その相談を受けまして、まず公簿等でその土地の所有者等を確認して、環境課のほうからお手紙を出させていただいております。御近所の方から相談があり、当方で調べさせていただいたら草が生い茂っている状態ですので、ぜひ早急に対応していただきますようお願いいたしますと、そのようなお手紙を出させていただきます。ただし、この手紙については法的な根拠というのは特にございませんので、あくまでも相談があったので御連絡しますというような趣旨のもとのお手紙を出させていただいております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

市は、現在、企業誘致活動をどのように行っているかとお尋ねでございますが、企業誘致を進めるために、都市計画マスタープランにあります市内2カ所の場所で誘致ができることからとの考えで、県のサポート制度の活用により問題点の整理を行い、関係機関への調整を行ってまいりました。

また、市長がみずから何度も県の関係機関へお願ひに行っております。

議員の方々にも、それぞれの立場で関係機関への働きかけを行っていただき、大変感謝しております。

#### ○13番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。随時質問させていただきます。

まず、空き家問題につきまして質問をさせていただきます。

この愛西市におきましても、一年を通しまして四季、春・夏・秋・冬という季節がございます。それで、この時期ですと、やはり雪が降ったり、突風が舞う、風が強い日もあり、また夏になりますと、草が生い茂り、いろんな自然環境が変わってきます。

そこで、それぞれの立場で御答弁があったと思うんですが、実際、空き家問題につきましては、昔であれば皆さんが一軒家を構えて、そこには多くの家族がお見えになって和気あいあいという形でございますが、昨今、少子化で進学等をされた場合、この地域に住まわず、県外のほうで働かれて、実質そちらのほうで生活の場をつくられると。そうすると、高齢者なり親の方が残り、高齢者御夫婦がお見えになればいいんですけど、一人が亡くなると、やはり特養とか、そういうところに入れ、建物をそれぞれ放置した状態がここ最近見られます。

そのような関係で、実際、それぞれの立場で役所のほうに御相談にお見えになると思うわけですが、その関係で空き家の問題が悩ましい点というのは、今お話ししたことだと思ひます。所有者の私有財産であるため、現行の法律では、あくまで所有者の管理責任になっております。



近隣には迷惑状態になっていても、第三者が勝手に解体や撤去などの処分ができないということが今の現状でございます。あくまでも、所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがないです。一步踏み込んだ対処はできておりません。子供たちが独立し、私が言いましたように、残された親が亡くなった空き家等が現状あるわけです。全ての親族が相続を放棄し、空き家の所有者が宙に浮いている。事実上の所有者が存在しない空き家もあります。しかし、条例制定により、所有者に対して一步踏み込んだ働きかけを行う自治体も今あらわれております。

ある自治体では、空き家等の適正管理に関する条例を施行しました。大まかな流れは、住民から相談を受けて、まず市が調査、次に管理がきちんとされていないとみなした場合、市長名で所有者に文書を送付し、対応を勧告すると。次に、勧告に応じない場合は、期限を決めて再度改善を命令。次に、正当な理由がなく命令に応じない場合は、該当する空き家前などに所有者の氏名、住所を記した看板を設置、また空き家を解体する所有者に、解体費用を助成する制度を設ける自治体もあります。

それでは、ここで質問させていただきます。

消防本部では、空き家に対する火災予防対策として、今現在、春の火災予防週間だと思えますが、管内の対象物の状況をどのように把握し、最近稲沢のほうでも放火が多く見られております。放火に対する警戒をどのように対応しているか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

対象物の状況把握につきましては、過去からの調査資料をもとに、毎年11月に実態調査を行っております。新たな空き家は、主に巡回調査により発見するのですが、先ほどありました相談につきましては、年に一、二件、環境課、あるいは安全対策課等、関係部局からの相談はございます。速やかに現状を調査し、関係部局と連携をとりながら、口頭、あるいは文書により是正指導を行っております。

また、最近では、自主防災会の訓練時に情報提供を付近住民の方からいただく場合があります。

きょう現在の把握している空き家の件数でございますが、12月議会で報告しました件数より14件増加しまして、現在、259件となっております。そのうち、何らかの対策が必要であった空き家が101件、こちらについては指導を行っております。

状況把握につきましては、以上の状況でございます。よろしく申し上げます。

#### ○13番（山岡幹雄君）

今、消防長が言われるように、100件ぐらいがそのような状況だという御答弁がございました。愛西市は、4町村が合併して、それぞれ特徴がある自治体が合併したわけですが、今回答があったように100件の問題かと思うんですが、空き家があるという状況でございます。この愛西市において過疎化や住宅需要の偏在など、地域事情はさまざまですが、やはり空き家が増加の要因の一つは、長年の住宅数が総世帯数を上回る状態が続いたことが上げられております。今後、本格的な少子・高齢、人口減少時代に入る我が国におきまして、一層空き家率が高くなることが予想されます。

ここで、先ほどお話しさせていただいた自治体のように、空き家等の適正管理に関する条例を我が市でも早急にしなければならぬと私は思いますが、いろいろ相談を受けても、それぞれ縦割りで、それぞれの課で対応されていると思いますが、この空き家問題について条例の制定を考えないか、お尋ねいたします。

○総務部長（石原 光君）

条例制定の関係でありますけれども、これも以前、市の考え方というのをお答えした経緯があります。議員がおっしゃるように、県下、あるいは全国的にそういった動きがあることは十分承知をしておるつもりであります。

ただ、議員のほうからもお話がありましたように、個人財産への関与という部分もありますし、そうした条例をつくって、例えば市が行政代執行をやるんだということになれば、これは処理について行政が負うコストというものも当然出てくるわけでありまして。そして、当然、私、今その空き家にも多様なバリエーションがあるというふうに申し上げましたけれども、やはり不安を感じる空き家のそのいろんなバリエーションの中でもいろんな個人差もあると思うんですよね。

もう1つ、よく注意をしなければいけないのは、くどいようですが、私人が所有する建物という部分がどうしても前提にかかわってくる問題がありますので、例えば今空き家の朽ちた家でも、建っておれば固定資産税の減免というのも起きるわけです。更地になれば、当然それはそれなりの評価の課税がかかるわけです。いろんなケースがあると思います。例えば、その条例をつくって、うちが行政代執行をやるにしても、御本人さんにしてみれば、いや、それは不利益処分を受けたと、そういういろんなケースというのがありますので、この問題については慎重に対応していく必要があるのかなあというふうに思っていますし、ただ、全国の状況というのは十分承知をしておりますし、今議員が申されました条例の制定においては、いろんなその項目を規定の中に盛り込んだ規定もやられておるということも十分承知しております。この問題については、もうちょっと慎重に状況を見きわめた中で対応していく必要があるのかなあというふうに思っておりますので、現時点でその条例を制定するという考え方については、そこまで至っておりませんので、よろしくをお願いします。

○13番（山岡幹雄君）

空き家という問題も含めて、私の小さいころは、私も農家の長男として生まれ、実際農地の管理は、自分の私有地、周りの道路、それは各持ち主が周りを管理した時代です。草が生えておれば、みっともない、家も身内の家がそういう状態になったり、木や何か伸び放題であれば、身内の者がそれを管理した、そういう時代でございました。

昨今、そういう財産的な管理も、なぜしなければならぬと。また、道路も公共、民地という形で、公共の管理は、私の小さいころは父親等がきちんと管理した時代がございました。

それで、きょう、こちらの資料として写真を皆様方に見せさせていただいております。この建物、見てのとおり、これは市道認定がしてある道路の際にこういう建物があるわけです。この建物が、現在このような状態になっておるといのは間違いございません、これはけさ撮っ

てきましたので。実際、こういう建物があって、これは市道認定がしてあって、ここを子供さんとか市民の方が往来されて万が一けがをした場合、どのように対応されるかは回答しなくてもいいんですが、この状態を見られて、市長に感想なり御意見をお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

この写真を見て感想をとということでございますけれども、一言で言えばひどい状態であるということと、先ほど議員が壇上で申されましたけれども、この問題、総務部長も答弁させていただきました所有権の問題等、大変難しい問題であるというふうに思っておりますし、正直なところ、現在、十分な対応が市としてはできていないのではないかとということも感じております。さらに、全国的にもこういう問題がふえているということで、既に120以上の県・市町村で関連の条例も制定されているというふうに聞いております。

愛西市といたしましても、県の指導をいただきながら検討を始めていかなければならないというふうに考えておりますので、まずは地域の問題でもございますので、常に市民協働の意識のもと、町内会やコミュニティーの皆様方と連絡をとりながら対応していかなければならないというふうに考えております。

#### ○13番（山岡幹雄君）

対応のほうをよろしく願います。

また、今年度もあと数日で終わろうとしております。総代さんも3月末をもって新旧交代かと思えます。総代さんの仕事というのは、地域の連携、要するに行政とのパイプ役で、毎年そのような問題提起を市のほうに言う、市民からのいろいろな窓口としてお伝えするというところでございますので、縦割り行政はいろいろわかるんですが、やはり行政側のほうも一つの問題として、これからの課題として、最後になります、条例のほうを考えていただくよう、よろしく願います。

次に、救急車についてお尋ねいたします。

23年に2,650回、救急車が出動したわけですが、実質いろんな救急車を利用される方が見えます。それで、救急車が8分ちょっとだということでございますが、心肺停止時間は、一応6分が生死の分かれ目と言われております。救急車を呼べば、6分以内に来てくれるのではという思いがございませぬ。先ほどの消防長じゃありませんが、全国平均よりも早いですよと。されど、8分ということでございませぬ。実際、そうではありません。実際、市はその対策をどのようにしているか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

市の対策はということで御質問でございますが、消防署といたしましては、確かに山岡議員が言われますように、心肺停止から6分が生死の分かれ目だというふうに考えております。消防署でも一秒でも早く出動できるような工夫をしておりますが、救急車が到着するまでは2分、3分のところもあれば、10分近くかかるところもございませぬ。

そこで、生死を左右するのは、その場に居合わせた人が救急車が到着するまでの間に救命手当てを行うことが重要ではないかというふうに考えております。そのためにも、消防署では、

救命率、社会復帰率の向上を目指し、救命講習会等を開催しております。

また、通報時、心肺停止が疑われるような場合には、119番通報者に対して応急手当てを行うように、指令センターの指令員が口頭で指導を行っております。

市の対策といいますか、消防署の対策としては、このような対応で行っております。以上です。

### ○13番（山岡幹雄君）

6分が生死の分かれ目と。119番をしたら、その電話をした身内の方が何とか対処をするというお話ですが、これは世帯もいろいろございます。それで、愛西市も高齢者、65歳以上が26%、それで高齢者のみの御自宅もありますし、おじいさん、おばあさんのどちらかが倒れ、119番しました。じゃあ、救急隊がそこで人工呼吸をしてくださいますとか、そういった場合、当然想像がつくと思いますけど、できる状態ではないと思います、その辺を考えていただいて。

それで、救急車の概要について述べたいと思います。私は専門家ではございませんので、少し調べさせていただいて申し上げます。

まず、この救急車の定義でございますが、救急車とは緊急の差し迫った傷病者を病院等の医療機関に搬送するための自動車とされています。これは道路交通法、消防法云々がございまして、規定をされております。呼び方も違うようでございます。

現在の救急車は、傷病者を運ぶためのストレッチャー兼ベッド、医薬品、AEDや血圧計、人工呼吸器等の機材が装備されております。内部には、医師や救急救命士、愛西市は救急救命士がお見えになるんですが、応急処置ができるように広い空間がございまして、これらを高規格救急車といまして、現在、市の消防本部の所有する3台の救急車は、全てこのタイプでございまして、来年度、1台買いかえということも予算の中で御説明がありました。

それで、大きさは、長さが5.68メートル、幅が1.92メートル、高さが2.47メートルでございまして、2トン車及び3トン車クラスの大きさを持っております。一昔前の救急車に比べますと、格段の差がございまして、私も先日、実際に消防本部へ行って高規格救急車を視察させていただきました。随分と大きく、内部の装置がどういうものであるかも見て、立派なものだなあということではびっくりいたしました。

市全体を見回したとき、狭い道路が現状は多くあります。その狭い道路を簡単に広くはできません。逆転の発想で、軽四の救急車を導入し、この高規格救急車と2台で同時に出動して、狭いところの部分を軽四の救急車で行き、一秒でも早く収容し、高規格救急車に再度収容するという体制はとれないかなあと考え、現場状況の聞き取りをしました。現在は高規格救急車が入れないところは、救急隊員が数十メートルから数百メートルの間、ストレッチャーを押して収容に向かっており、手間取るときがあると聞いております。

また、きょうみたいな天候ですと、100メートルでもストレッチャーで行けるんですが、台風とか大雨があった場合、患者さんも、多分シートか何かをして100メートル走ると思うんですが、そういう天候の悪いときにも、やはり患者さんは待ってくれません。

一方で、隊員にとりましても過重な大変な負担になっていることも事実でございまして、今後

は、高齢化の進展とともに、さらにそういう機会が増加するものと考えられます。

さて、本市の消防本部の救急出動の状況でございますが、平成23年1月から12月において1年間の出動回数が2,650回、実に1日当たりに直しますと、1日に7回出動してみえる状態でございます。このような状況の中、市民の命と財産を守るという使命を担う消防行政の中に軽四救急車の導入を検討してはどうか、お尋ねいたします。

#### ○消防長（小塚良紀君）

狭い道路の緊急搬送の件と軽救急車の導入の件について、ちょっとお話しさせていただきます。

愛西市内で道路が狭くて救急車が傷病者の家の前に直近できないというところも、確かにございます。その場合は、できるだけ近くに救急車をとめて、特に出発しやすい場所というのを選んでとめております。担架、ストレッチャーでそこまで搬送するわけなんですけど、現場は距離にして長くて大体50メートルから100メートルぐらい、雨のときなんかはシートをかけて行っておりますが、その場合ですと、現着から傷病者の接触までの時間というのは、50から100メートルぐらい見ますと、1分ほど長くなるのではないかなと考えております。

また、重篤患者等が予想される場合には消防隊も同時に出動しており、資器材の搬送、救急処置の補助等も行い、適切な救命処置を行い、早期搬送ができるようにというふうに努めております。

また、軽救急車の導入について考えはないかという御質問でございます。このたび、救急業務実施基準というのが改正され、軽救急自動車認められることになりましたが、今回の基準の改正につきましては、山間部、離島等の地理的条件から、通常の救急業務を行う、車がすれ違えられないような長い山間路、そういうところで通常の救急業務を行うことができないような地域においての基準が改正で認められたと、明文化されたというものでございます。当地の地理的条件に該当するかというのは、ちょっとそういうふうには思えない部分も、言いがたい部分もございまして、また多数の隊員が車内で救命措置を行うということも考慮しますと、やはり軽救急車の導入というのは行えないのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

#### ○13番（山岡幹雄君）

今の消防長のお話ですと、なかなか問題があるような御回答でございました。私も生まれてから、今の時代がこういうふうに急変したというのはびっくりしております。なぜかという、今、皆さんも多分お1人1台は絶対携帯を持ってみえると思います。その携帯が各農家さんでも、御夫婦で1台1台持ってみえます。ここで何が言いたいかという、実際、立田、八開、今レンコンを掘ってみえる農家さんも見えます。私の知り合いの方も、昨年、ビニールハウスの横で心不全か、ちょっと病気はわかりませんが、倒れておって、捜したら、もう手おくれたと、救急搬送されて。何が言いたいかといいますと、実際、携帯を持って、ここの農地がどういう農地かわかりません。指令センターが受信して、これも社会問題になっておるわけですが、その場所を特定するんですが、100メートル、200メートル、何か誤差があるみたいなこ

とも言われます。そこで、お一人お一人が携帯を持って、奥さん、旦那さんが農地のレンコン作業中に倒れた場合、もちろん119番しますよね。そうすると、その農道のところ、これは救急車が行けるところとか、軽トラとか何かが置いてありますと、当然現場までは到着するというのは相当問題が生じると思います。そのようなことで、やはり山間部とか孤島とか、いろいろこういう法律が変わって、そういうのには適法でされるかわかりませんが、あくまでも愛西市の市民の命を守るために、ぜひとも軽の救急車が必要かと思えます。

それで、来年度予算でも数千万の救急車を買われるわけですが、私が調べましたところ、300万か、その辺で、ただ器具等はなく、まず高規格のほうまで搬送するという、軽として300万は高いかわかりませんが、いま一度市長にお尋ねしますが、その軽の救急車の導入のお考えはないか、お尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、軽の救急車の購入についてでございますけれども、先ほど消防長からもるる説明をさせていただきました。また、今予算には高規格救急車の予算も計上させていただいております。救急車1台ふやせば、当然隊員の件もございますので、やはりその辺はしっかりと計画的に人員補充等もしていかなければならないということでございますので、今後の検討課題であらうというふうに思っております。

あと、先ほど山岡議員からも説明がございましたが、救急車の持つべき役割ということが十分ありますし、今、救急電話ですかね、市民からの救急連絡につきましても、本当に救急なのかどうかわからないという問題等も発生いたしておりますので、適正に使っていただきますようお願いをしたいというふうに思います。以上です。

#### ○13番（山岡幹雄君）

我々としても愛西市民は財産でございますので、その財産の命を守るためにも、ぜひともお考えのほうを、よろしく願います。

次に、最後の企業誘致についてお尋ねいたします。

市が誕生して企業誘致が今までできなかった、いろいろ多くの問題があるかと思うんですが、一時期は企業をつくる課を立ち上げ、またそれがなくなり、また先ほど言いましたように、それぞれのゾーンがあって、新市長になって前向きにやってみると。どうしてこれができなかったか、この10年間で、その問題点についてお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今まで企業誘致ができなかった理由と問題点につきましては、日本の経済情勢と土地等に係る規制が大きな問題でなかったかなというふうに考えております。

問題点につきましては、市の約95%が市街化調整区域のため、規制が大変厳しいことなどから企業誘致のための準備が困難であったと、これが問題点というふうに考えております。

#### ○13番（山岡幹雄君）

そういういろいろ問題点があったと。実際、日本全国、企業誘致合戦ということで、それぞれが四苦八苦されてやってみえるわけでございます。いろいろアベノミクスで景気も上昇機運

であります。ほとんどの企業は、海外に進出とか、いろいろそれぞれの御事情があって低迷しております。きょうも昼に我々議員でお話をしてもらったわけですが、津島の税理士さん、会計士さんが景気はよくなったと、実際、その企業は景気がよくなったんだと。申告を今しておるわけですが、内容を見ると、企業の事業の売り上げは低迷しておると、何がよくなったかという、株がもうかったと。それで税金が出たというようなお話でございました。これは余分な話ですが。

実際、その企業誘致合戦ということで、他の自治体で企業誘致に直結する有益な情報を提供し、かつその情報をもとに企業誘致のための交渉を主体的に行った企業で、その活動の結果、本市へ企業誘致を成功した場合は、企業誘致に係る功労報酬として報奨金を支払う制度を行っている自治体もあるように聞いております。これはどういうことかといいますと、トップセールスマンで日永市長はいろいろ御活躍をしてみえると思うんですが、私の地区の周りも団塊世代の方がお見えになって、いろんな企業にお勤めされて戻ってみえて、いろいろ地域に貢献してみえます。その方は、大手企業なり、いろんな企業にお見えになって、あらゆる情報を持ってみえるわけですが、先ほど言いました企業誘致制度をした場合、これは完成した稲沢の企業誘致もそうですが、あくまでも完成までしたら、個人、団体、法人、そういう報奨制度をやっている自治体もあるわけですわ、条例化して。ですから、やはりたくさんアンテナを広げていただいて、愛西市もそういう企業誘致の報奨制度を考えられないか、お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

ただいまの企業誘致奨励金制度につきましては、現在のところ、県の関係機関、特に関係するところへ職員の派遣等もしておりますので、そういうような関係機関としっかり相談をしながら企業誘致を進めることを考えておりますので、奨励金制度を設ける考えは現段階ではございませんが、議員が言われますように、しっかりアンテナを張った中でいろいろな情報の提供を受けたいということは考えております。以上です。

#### ○13番（山岡幹雄君）

ぜひとも、皆さん、いろんな方と知り合いの方が見えると思いますので、この愛西市は、私も住んでよかったということで、今、一生懸命政治活動をしております。それで、今までの答弁を聞いていますと、明るい方向へ進んでいるかなあと少し感じております。今後についても、日永市長さんを初め、愛西市全体で企業誘致推進に積極的に取り組み、成功することを願いまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

これで、13番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は2時35分再開といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時35分 再開

#### ○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位 5 番の 4 番・加藤敏彦議員の質問を許可いたします。

#### ○ 4 番（加藤敏彦君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

きょうは、1 つは巡回バスの運行見直しについて、そしてもう 1 つは避難場所の確保について質問をいたします。

最初に巡回バスの運行見直しにつきまして、ようやく運行の見直しが行われることになり、4 月から実施する新しい時刻表が 3 月の広報と一緒に配付されました。皆さんのお宅にも新しい時刻表が配付されたと思います。

今回の改定の特徴はバスの台数をそのまま、庁舎間ルートをなくし、佐織地区を 2 台にする。1 日 3 便を右回り、左回りで行い、6 便から 7 便にする。スーパーや駅の乗り入れを行うなどありますが、何を重点に改定を行ったのか、お尋ねをいたします。

次に、バスの性格についてお尋ねをいたします。

今回の改定で有料化が見送られ、引き続き無料で走ることになりました。その点で愛西市の運行する巡回バスは、福祉バスであると考えますが、市の見解はどうでしょうか。有料化の声も市民からはありますが、市の巡回バスを有料化した場合に、経費や路線についてどんな影響が出るかについても、お尋ねをいたします。

次に、運行見直しでこれまでの不便さが解消されたか、今回の見直しでどのような改善がされたか、お尋ねをいたします。

日本共産党愛西市議団は、昨年、市政アンケートを行いました。そのアンケートにも住民の皆さんの声が寄せられております。

巡回バスについて、勝幡福祉センターまでの時間、9 時 30 分から 9 時 45 分でよい。夕方 16 時 50 分のバスは必要でない。16 時 50 分のバスは猫のようにのろく、ぜひやめてほしい、もったいない、こんな声も寄せられております。逆に 4 月からの運行見直しで、既にこの時刻表を見られて苦情も聞かれます。例えば永和台の方ではありますが、これまで巡回バスを使って駅へ行き、海南病院に行っていたと。8 時台のバスがなくなるので、病院に行くために利用ができなくなる。また、バス停が遠くなるというような声も出ておりますし、さらに庁舎間バスがなくなることによって、佐織地区から温泉のある佐屋の老人福祉センターに行ってみえた方が行けなくなる。また、今回、庁舎間バスを廃止して日比野駅で乗り継ぐということになりますので、名鉄の電車を利用する。例えば勝幡駅から日比野駅まで行きますと、片道 220 円、往復で 440 円かかると思いますが、無料であったものが有料になっていく、年金生活の方にとっては大変大きな負担という面も出てくると思いますが、そういう点について、どのように考えておられるでしょうか。

今回は、大幅な見直しだと思います。いろんな意見が既に聞かれ始めておられますが、また実際に運行が始まるとどんどん出てくると思いますが、市として住民の声をどのように聞かれていくのか、受けとめていかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、今後の運行についてお尋ねをいたします。



1つは、検討課題になった3つの問題であります。

1つは他市への乗り入れについて、1つは有料化について、1つはデマンドバスについて、どのように対応されていくのか、お尋ねをいたします。

次に、今後の問題で、予算の考え方についてお尋ねをいたします。

巡回バスの予算については、平成24年度決算では4,233万1,275円、利用者11万6,478人。平成25年度、今年度の予算は4,636万4,000円、そして新年度予算案は4,845万2,000円。3年間で見ますと、7台のバスで年間4,000万円台という数字であります。検討課題を実施していかれるとさらに予算は膨らむことも出てくると思いますが、巡回バスの予算について市としてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、運行の見直しについてであります。

今回は、前回の運行から4年半ぶりの、ちょっと長い期間の改正になりました。改善の要望のあった方には、やっと見直しがされるという気持ちであります。この運行の見直しについて、隣の津島市では2年ごとに見直しを行うと。アンケートを行ったり、地元のコミュニティーから検討委員会に出してもらったり、見直しについて時間的に制度の確立をしているというふうに聞きましたが、愛西市も巡回バスの考え方とあわせて、運行見直しについて時期的な考え方が必要だと思いますが、市の見解をお尋ねいたします。

次に、第2項目の避難場所の確保についてお尋ねいたします。

この項目につきましては、午前中、石崎議員も質問された内容に重なりますが、お尋ねをいたします。

2月8日の中日新聞に、「蟹江に水害避難の丘」という記事が紹介されました。これは、蟹江町が蟹江高校の跡地に高さ3メートルか4メートルの高台、「希望の丘」を整備する方針を固めたという記事でありました。私は蟹江町役場に行って、この内容について担当している政策推進課で聞いてまいりました。

廃校になった蟹江高校跡地については、5年前から有効利用について地元の2つの町内から要望が出ていた。町内会は、実行委員会をつくってイベントをやってきた。3年間議論して、平成25年度、今年度、愛知教育委員会から安価で払い下げてもらうことになった。建物を含めて5万平米を7,000万円で購入したそうです。建物は体育館、校舎3棟ありますが、南校舎が耐震性があるために残して、あとは解体ということです。担当している政策推進課では、プロジェクトチームを立ち上げて、愛知大学に蟹江町がまちづくりを依頼している関係で、グラウンドは愛知大学に貸すと。そこの高さですけれども、海拔マイナス1.7メートル、校舎の跡地のところを海拔4メートルの丘をつくっていくと。なぜ蟹江町はこういう事業を進めることになったかと伺いましたら、これは町長が東日本大震災の被災地東北を視察して高台をつくりたいという思いを持っておられたから、今回実現したという説明でありました。海拔マイナスの地域において避難場所として高台を整備することは、住民にとって心強い施策であると思いますが、市としてどう捉えているのか、伺います。

次に、永和荘の跡地に水害避難場所の整備をということでお尋ねをいたします。

海拔マイナスの地域において高台を整備することは心強い施策であります。愛西市の永和地区でいきますと、海拔がマイナスで高台の避難場所を求める声がよく聞かれるわけであります。

昨年、海拔表示板の整備が行われました。永和地区の看板は、大井の集会所跡地マイナス1メートルの表示、大野の公民館マイナス1メートルの表示、東江公民館マイナス1メートルの表示、善太公民館マイナス1メートルの表示、そして愛西市の防災マップでいけば、永和小学校前マイナス2.3メートルであります。この間、民間の避難場所の確保も進められておりますが、県の施設で大井町に永和荘の土地があります。ここに、蟹江町のように水害避難の丘を整備することをぜひ検討していただきたいと思っております。

現在、永和荘は2009年4月に営業廃止となっており、愛知県の高齢福祉課の施設グループが管理をしております。ここに伺いましたら、2003年に競売を行いました但不調になったそうであります。予定価格が1億6,670万円だったそうであります。永和荘の土地は敷地面積が2万9,778.43、約3万平米あり、建物も耐震補強の必要ないそうであります。永和荘の場所に地元住民が避難できる丘の整備について、市の考えを伺います。

あとは自席でお尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、まず巡回バスの運行見直しについてということで、いただきました通告順でお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

まず1点目の、巡回バスの見直しの基本的な考え方についての御質問でございますけれども、これは最前からお答えしておりますように、平成24年度から2カ年にわたり業者委託をして、愛西市巡回バス活性化のための調査というものを行いました。そして、一般募集によるワークショップを各地区で行いまして、住民の皆さんの声を直接聞き、利用者の求めているものを取りまとめるとともに、過去3年間の全停留所における停車時間ごとの乗降客数を分析いたしまして現状把握を行い、そしてこれらの状況を巡回バス検討委員会にお示しをさせていただいたという経緯があります。そして、委員会において、検討を重ねていただいた改定に対する考え方をまとめていただきまして、それを市長に提言書として提出をされました。その提言に対する市長の回答を委員会のほうへ行ったらと。

こんなような経緯で今日まで進めてきたわけでありまして、それで巡回バス運行検討委員会において、回答に基づきまして改定作業に取り組んでいただいたわけでありまして、そして、今回の改定版というものができ上がったわけでありまして。

その中で、基本的な考え方、これ4つ具体的に申し上げますと、まず1点が、年間乗車率が20%未満のバス停は廃止をいたしまして、運行経路の効率化を図り、所要時間の短縮をするとともに本数をふやす、これがまず1つです。そして2つ目が、主要公共施設、鉄道駅へのアクセスをふやすとともに、大型商業施設への直接乗り入れを図る、これが2つ目です。そして3つ目が、バスの乗務員からの聞き取り等により、運行上の危険箇所を把握し、ルート、そしてバス停を変更すると、これ3つ目です。そして4つ目が、他市のコミュニティーバスとの連携を図るため、他市のバス停を意識した場所へバス停を新設する。この4点に絞って検討委員会

で整理といいますか、数回にわたっていろいろ検討をしていただいた中で改定を行ったというのが経緯でございます。

そして、これも登壇の中で最後のほうにありましたけれども、他市への乗り入れとか有料化、デマンド、検討課題等々についてでありますけれども、今回の改定につきましては、より早く市民の皆さんの要望に応えたいということで、4月からの変更を目指して、昨年からずっと検討委員会で検討いただきまして、中・長期的な課題につきましては検討議題にしませんでした。先ほどの中の4つの基本事項を目的に、整理をしていただいたのが実情です。

しかしながら、検討委員会のほうの提言書の中にもありました。やはり他市への乗り入れ、それから有料化につきましては、今後も引き続き巡回バス運行検討委員会においても、これは確認をされておりますので、それは広報の3月号にもその旨の記載をさせていただいておりますので、今後そういった課題について、新年度以降、整理をしていく形になるのかなあというふうに考えております。

それから、巡回バスの性格ですけれども、福祉バス、公共バス、いろんな捉え方があるわけですが、愛西市の巡回バスにつきましては道路運送法の適用外で、市が無償で運送を行っている。これは合併後ずっとそうでありますけれども、県内各市町村が行っている自主運行バスと同じ位置づけという捉え方をしております。したがって、どちらかに区分するのであれば、公共バスの位置づけになるというような捉え方もあるわけですが、ただし現行、利用者の階層といいますか、目的先もそうでありますけれども、年齢層、あるいは先ほども申しあげました行き先、そういったものを見ると、やはり福祉色といいますか、そういった部分もある意味とれるのかなあと、そんなような現時点では認識を持っております。

それから、運行見直しで住民の不便さが解消されたのかということで、3点ほど関連して質問いただいておりますけれども、前回の運行見直しで改善要望が出たが今回の見直しでどのように改善されたかということで、その次もそうありますけれども、苦情の対応、見直しについて住民のことをどう聞いていくかということで、実は皆さんのお手元に届いた段階からいろんな苦情をいただいています。それは今、加藤議員さんおっしゃったように、今まで近くを通っていたバスが遠くなったと。言葉は悪いですが、わしはそこまで歩いていかないかと、何とかせよと、窓口に来て1時間ほど言っていられる方もお見えになります。ただ、これは100%皆さんが望んでいるような形にはなりません。皆さん方それぞれお医者さんに行かれるにしても、愛西市の中でいろんなお医者さんに行かれる方もお見えになります。ですけれども、それはそれとしてきちっと意見ということであれば、それは承っておくスタンスには変わりはありません。

それぞれ住民の皆さん、生活の形態やお考えというのは千差万別で多種多様でありますので、非常に難しいというふうに私どもは思っています。全ての方が喜んでいただけるのがベストだというふうに思っておりますけれども、そんなわけにはまいりません。そういう中で、私どもも市の考え方というものを窓口、電話等で理解をしていただけるように、担当の者も一生懸命対応させていただいておりますのが現状であります。

そして、今回の改定で、くどいようですけど、便利になった方とか、一方では不便になった方、それぞれお見えになります。そして、過去の実績ですね。それと道路事情等に基づいて、先ほど申し上げました変更した部分もあります。

そんな状況の中で、今後どのような対応をしていくのかということでもありますけれども、いろんな寄せられる意見については、参考とさせていただくことに変わりはありません。新しいルートでこれから運行を開始するわけでもありますけれども、これもこれから運行するんです。4月から運行するんです。ですから、当然今いただいておる御意見もありますし、実際運行した後いろんな課題というのは見えてくると思います。まずは今のルートで4月から運行をさせていただきたいというのが、私ども市の考え方です。

それから、今後の運行でもありますけれども、これは予算等の絡みもありますが、やはり有料化ということを行えば、バス車両を業務用、いわゆる緑ナンバーの車両で運行する必要がありますし、ルートについてもかなり規制を受けるということも聞いております。現行のルートのまま運行することができたとすれば、経費的には、やはり倍以上の予算が必要になってくるんじゃないかなあというふうに思っております。行政サービス全体を見直すべき時期が来れば、バスの運行についても、利用料ですね、バスの受益者負担というものをどう考えていくかということも、大きな課題であると思っております。当然、検討委員会の中でも有料化にすべきだと、有料化にしないかんだらうと、こんなような提言もいただいておりますので、基本的には、将来、いつの時点ということは申し上げられませんが、ほかの受益者負担の整理の中で、やはり有料化に向けての一つの考え方というのは当然整理をしていかならん問題であろうかというふうには考えております。

それから、次回の見直しでもありますけれども、停留所の施設、時刻表の印刷など、改定する際にはもろもろな準備が必要になってきます。そして、当然利用者の方々、混乱を招くおそれもございますので、頻繁に見直しを行う、ある一人の方から意見をもらって、じゃあ見直しますよと、これはもう絶対に避けたいというふうに思っております。先ほど申し上げましたように不便な方、あるいは利用がしやすくなった方、いろいろお見えになりますので、一定期間を運行した中で改善を図るということは、ある意味必要だというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように4月から運行を開始するわけでもありますので、一度その辺の状況を見守っていただきたいというのが市の考え方でもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、避難所の蟹江町の関係でもありますけれども、私も蟹江の方から希望の丘の概要等をいただきまして、その辺の資料は加藤議員さんおっしゃったとおりでありまして、蟹江はまちづくりという視点の中でも取り組んでみえる部分もあります。確かに希望の丘、蟹江高校の跡地の利用の一部として、日光川の洪水ハザードマップによる河川洪水を想定した高台の整備ということも聞いておりますし、隣には善太川というのものもあるわけですね。

確かに高台について、先進地では、私ども担当のほうもいろいろ調べてくれました。新聞報道にありましたように、静岡県の大井町とか三重県の津市、そこでは地上7メートル程度です

かね、整備中や整備済みの、やっているような自治体もあるということは聞いております。ただ、いずれの自治体も状況を聞いてみますと、南海トラフ地震発生時の津波避難対策ということを前提に、当然沿岸部に位置する地区の整備、その地域の特性ということもありますので、そういういったことを視点に置いて整備をされているという部分もあるのではないかなあと、これはお聞きした中での話ですけれども。

そして、当然そうした地域であれば、維持管理費も含めた津波避難対策施設の整備、命の山ですか、そういったことも選択肢の一つというふうには考えられるとっております。

しかしながら、愛西市に当てはめますと、午前中の石崎議員さん、市長も御答弁されましたように、片田教授のこの間の後援会ですか、そういった話にもありましたように、愛西市はやはり洪水高潮災害、台風の進路等々を考えますと、ある程度の予測というものは可能であると、そういった考え方も一方ではできるわけでありまして、今後の啓発や訓練などを早目に避難行動などを起こすことができるということを考えますと、愛西市にとって今すぐ命の山、高台というものが必要な施設であるかどうかというふうに思うと、今すぐ整備すべき施設ということでは、ちょっと考えにくいのではないかなあというような考え方を持っております。

それから、永和荘の関係の話でありますけれども、午前中の石崎議員さんのほう、経緯も私のほうからお話しさせてもらいましたし、市長のほうからも経過を含めた中で永和荘の問題についてはお答えをさせていただいておりますので、特に永和荘の関係については、午前中の石崎議員さんにお答えした考え方に変わりはありませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。以上です。

#### ○4番（加藤敏彦君）

順次再質問を行います。

巡回バスについてですけれども、基本的な考え方として4点述べられ、今の現状であります。1つはバスの性格について、部長から公共バスであるけれども、福祉色のあるという点では福祉的な公共バスという形で受けとめてよろしいでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

なかなかその辺の捉え方は難しいと思っております。

巡回バス、公共バス、確かにお年寄りの方ばかりが乗られるわけではありませぬので、その目的によっては、私が申し上げた福祉センターばかりではありませぬのでね。ただ、過去の旧町時代の流れというのがあると思っております。その辺の捉え方もあると思うんです。ただ、福祉バスというふうに限定すると福祉バスとしての整理をしていかないかんと思っておりますので、そうではなくて、今ちょっとオブラートに包んだような言い方で申しわけないんですけれども、どちらともとれる。ただ、これは将来的に有料化的なものも当然出てまいりますので、その辺をきちっと整理すべき課題でもあるのかなあというふうには思っております。

竹を割ったように、巡回バス、福祉バス、その辺の振り分けというのは難しい。ただ公共的なバスという捉え方もありますので、今、公共的なバスのほうが、どちらかといえば、私どものほうとしては、整理としてはそちらのほうが強いということで捉えていただいているんじゃない

ないかなというふうに思っております。

○4番（加藤敏彦君）

私、福祉的な公共バスという形で言いましたが、部長でいくと福祉色のある公共バスということですね。

今回は有料化を見送られて、そして有料化については検討委員会の中でも有料化すべきという意見が出ておりますが、しかし、現実には有料化をする場合に、やはりハードルが高くなるというか、言われたように、同じバスを走らせるのに4,000万が倍以上の8,000万になってくると。じゃあ4,000万は料金でかけるのかといたら、そういうことは市民からとても受け入れられない話になります。

それからまた、ルートの特典もあるというような形も伺いましたけれども、なぜ予算が有料化した場合に倍になっていくのか、それからルートの特典が出てくるのかについて、ちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

同じような、県内でも巡回バスといいますか、コミュニティーバスといいますか、いろんな呼び方があるんですけども、有料化でやってみるところもあります。ただ、机上でこういう計算でこうなったという具体的なことについては申し上げることはできませんし、じゃあ試算をしたのかという話になる試算もまだしていません。それは全国県内、いろいろな状況の中での一つの捉え方ということで御認識をいただきたいと思うんですけども、当然ながら有料化ということになりますと運送業法というんですか、全然捉え方が違うんですよ。ですから、その辺の法的な規制も受けるということも当然あるでしょうし、そういった意味合いの中でちょっと申し上げたのでありますが、個々具体的に数倍、4,000万、8,000万になるのか、1億になるのか、それは当然試算をしていかなければなりませんけれども、有料化につけてどれだけ皆さん方に負担をしていただくのかと、そういうものも当然整理をしていかなければなりませんので、もし有料化になれば、当然そういったことを包括的に、形式的な面も含めてきちっと整理をした中で、皆さん方にお示しをするということが必要ではないかなあというふうには思っています。

○総務課長（猪飼 明君）

ルートについては総務部長が申し上げていましたように、バス停の問題もそうですが、道路運送法の規制がかかる関係がありますので、ルート、それから公安の規制だとか協議が必要ですので、そういった意味で停留所の設置も、部長をフォローするわけじゃないですけども、ちゃんとした停留所をつくらないかんという法的規制がありますので、そこの中にルートも入ってくるということであると思います。

○4番（加藤敏彦君）

有料化によって道路運送法が適用されてきて、費用についてもルートについても同じようにはいかないと。例えば費用といいますと、人件費がもっと高くなるのか、どんな要素が費用が上がっていく原因になっていくのか。それからルートについても例えば道路の幅なのか、今は

バス停の話をされましたけれども、やはり使いやすいという形で利用の状況を踏まえて新しいルートが提案されたんですけども、そういうルートが組めなくなるのか、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

事細かい部分までは今ちょっとお話しできない部分もありますけれども、今総務課長が言いましたバス停一つとっても、やっぱり道路法、公安の規制がかかるということは、例えばバス停一つとっても、名古屋市なんかへ行くと、歩道をちょっと一部利用してベンチを置いたりできるわけですね。そういった中でも捉えれば、規制というよりも、そういった部分でのある程度利用的なものも考えられますし、いろいろ公安とか道路法とかという規制を受けるというのは、事細かいこの部分、この部分というのは申し上げられませんが、法的規制があるということは私のほうとして理解しているつもりです。

そして費用面で、緑ナンバーというふうになりますと、当然それは道路運送業法とかいろんな制約を受けた中でのバスの走行ということになりますので、じゃあどの部分が倍になるかというのは、具体的な資料をちょっと持ち合わせておりませんが、他市の同じようなところと比較しておりますと、今うちは4,000万ぐらいですよ。それが1.5倍ぐらい。弥富市さんなんか1億ぐらいかかるという話も聞いておりますので、三重交通なんか使うとね。そんなような話の中での捉え方ということでお話を申し上げたつもりでおりますので、まだこれから、もし有料化になって緑ナンバー云々ということになると、やっぱり全体的なバスそのものの考え方を見直さないかんというふうに思っておりますので、そういった中での経費の積み上げというのも、自然発生的に出てくるというふうに思っております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

巡回バスの有料化の問題について、今部長の答弁を聞いておりますと、やはり有料化すること自体が、愛西市にとっても、市民にとっても、本当にハードルの高い、またマイナス面が多いというふうを受けとめるわけですので、バスの問題を考えるときには、有料化ということには、自己負担、無料は見直しという風潮は一定あると思います。そういう中でも、バスの現実の運行、市民の立場に立った運行をする場合に、有料化というのは決していいことではないというか、逆にマイナス面が大きいということは絶えずきちっと確認の上で、巡回バスの問題は検討していただかなければならないというふうに思いますが、担当でいいですので、その点は確認しておきたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

おっしゃる部分な要素もあります、正直申し上げます。ですから、有料化に向けての問題というのは難しいんです。

ですけれども、時代の流れの中で有料化というのは、これから受益者負担という捉え方の中では必要だと私自身も思っています。

ただ、おっしゃるように、有料化することによって、今バスの経費というのは物すごくかかってくと。それ逆行じゃないのと、そういった部分も確かに一部ありますのでね。ですから

今後有料化に向けてルートも含めた中で、この問題について整理をしていく必要があると思っていますし、当然市だけじゃなくて、先ほども申し上げた検討委員会の中でもいろいろ議論されると思いますので、その中で方向性を出していきたいなというふうに思っています。

#### ○4番（加藤敏彦君）

今、部長と議論をしておるわけですが、私は福祉的公共バスの立場でぜひ巡回バスを考えてほしいと思いますが、市長の考えを伺いたいです。

#### ○市長（日永貴章君）

巡回バスにつきましては、部長が答弁させていただいたとおりでございますが、まずは乗っていただきたい。多くの方に乗っていただきたい。もうそれが第一でございますので、今回のルート見直しにつきましても、さまざまな議論を重ねて、今回時刻、ルートを設定させていただきました。

やはり検討委員会の皆さん方からも、私自身に有料化にしろという言葉もいただきましたけれども、そういう議論を踏まえて今回ルート設定をさせていただきましたので、しっかりと理解をしていただいて、便利になる方、ならない方、それぞれお見えになられますが、まずは乗っていただいて、いろいろなルートを、言葉の言い方は悪いかもしれませんが、楽しんでいただいて、利用率向上につなげていただきたいということでございますので、議員もぜひ乗っていただいて、御協力いただきますようお願いいたします。

#### ○4番（加藤敏彦君）

巡回バス時刻表の改定によって、いろんないい面と悪い面が出てくるということはお互いに確認ができたと思いますが、意見はしっかりと聞いていくわけですが、やはり改正が、いい面、悪い面、出てくるわけですが、それを受けとめて、これまでもやってまいりました一部ルートの変更とか、バス停のね。よくマイナーチェンジと言いますが、そういう部分と、それから全面的に次の改正だと、そういうものを持ちながら進めていくということが、やはりバスは固定的なものじゃなくて、今市長が言われたように、市民に乗っていただきたい、楽しんでいただきたい。ある面では生き物という面もありますし、市民の生活が変われば、バスの運行そのものもあわせていかなければいけないと。そういう生きた物だと思いますが、そういうことでは絶えず見直しの小さな節、大きな節を持っていかなければいけないと思いますが、それについての考え方を再度お尋ねいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

今後、4月以降運行しますと、今でもいろんな話が出ておるんですけど、今までも軽微な変更というのは柔軟に対応させていただいてきております。そういった内容を検討委員会のほうに話をさせていただいて、時刻的なものも含めて軽微な変更については対応させていただいております。考え方については変わりありませんので、その点は踏襲をしてやっていきたいなというふうには考えております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

先ほど津島市が、2年ごとに見直しが必要かどうかも含めてやっていくと。それからバス停



については、地元のコミュニティーの役員さんなど地元の事情がわかる人に入ってもらって、バスの検討委員会をやっているというふうに聞いて報告したわけですが、そういう見直しの体制ですね。今、バス検討委員会で今回の提案をされましたが、バス検討委員会については今後どうしていくのか、そういう見直しの母体的なものやサイクル的なものについて、今までどおりで逆に4年半もかかってしまった部分があると思いますので、絶えずニーズに合わせてやっていくというものを確立すべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

#### ○総務部長（石原 光君）

体制については、この26年度、今の議員さんがちょうどこの3月で一応切りなんです。かといって廃止をするわけじゃありませんので、26年度も引き続いて委員を募集した中で、そういった検討委員会的なものは存続をしていきたいというふうに考えております。そして、サイクル的なものについては、今じゃあ1年でやるのか2年でやるのか、ちょっとこの場では申し上げることはできません。

ただ、4年かかったというお話がありましたけど、4年かけて積み上げてきたものが今回の見直しの改定版だと。ですから、これが一つのベースになっていくと。見直した改定版が、新たなベースになっていくというふうに理解をしておりますので、4月以降の改定版のルート、時刻表をもとに、どんな御意見が出てくるのかわかりませんが、その中で柔軟に対応できる分は対応していくということは申し上げましたけれども、まずはそういった中で進めていきたい。このお話がいつ、3年サイクル、2年サイクルで申し上げることはできませんので、それだけは理解してください。ただ体制としては、検討委員会は26年度以降も新たな委員体制の中で体制づくりをしていくということに変わりはありませんのでよろしく申し上げます。

#### ○4番（加藤敏彦君）

平成26年度新年度、また新たにバス検討委員会を募集されるということですが、委員について、これまでもバランスのとれた委員、例えば各地域にコミュニティーがありますが、そういうところからも地域の状況がわかる人も入れるような、今までは各層が入っていたと思うんですけど、委員についてもいろいろ研究していただいて、バランスのとれた検討委員会にさせていただくというふうに思っております。

それから今後の運行について、他市への乗り入れ、有料化、デマンドで、有料化については今議論をかなりしたと思うんですけども、他市への乗り入れ、デマンドについても検討課題になりましたが、今後の課題としてどういうふうに進められていくのか、お尋ねしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

今回、一つの特徴として、大型商業施設のほうへ乗り入れというのは、非常に皆さん利用していただけないかなというふうに思っています。

ただ、他市への乗り入れということになりますと、いろんな制約的なものもちょっとあるように聞いておりますし、その辺行政として、お隣の津島市さんや弥富市さんでもそうですけれども、その一つの市としての考え方もありますし、手続等の問題もありますので、これは一度

きちっと、手続上の問題ですね。そういったものをきちっと整理する必要があるし、お互いが情報交換の中で、やれるものについてはやっていきたいなという考えについては変わりありません。

そして、デマンドといういろんな手法もありますけれども、これも一応検討委員会の中で提言された中での課題の一つです。ですから、これも有料化、乗り入れ、デマンドいろんな手法があるわけでありましてけれども、それも今後の検討委員会の中でまた皆さん方の意見を聞きながら、ちょっと整理していきたいなあというふうには考えています。

#### ○4番（加藤敏彦君）

今回の改正で、他市の乗り入れ、有料化、デマンドについては検討課題として、4月から時刻表の運行見直しをスタートさせたいということで準備されたわけですがけれども、逆に言うところのこの3つの課題は大変難しい課題ということで、このままずっと行くんじゃないかな。少しだけ取り入れてずっと行くんじゃないかと。稲沢市が今度勝幡駅へ乗り入れられると。そういうようなことはすぐに実現するかもしれませんが、あとの部分は予算の関係も含めて、ずっとこのまま検討、検討、検討で行くような心配もするんですが、その辺の考えをちょっと確認しておきたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

非常に難しいと思います。前段のお話で4年もかかっているんじゃないかと。それも、検討、検討、検討で来たというような捉え方もできますし、それだけやはり市民の皆さんいろんな御意見がある、千差万別あるという中での難しさじゃなかろうかなあというふうに思っております。

そして、先ほど申し上げました課題の整理について、なるべく先送りしたくないというのが我々の考え方です。できるものはできるという整理の中で、一つでも二つでも早いこと取り組んでいきたいなあという考え方でありまして。ただ、どうしても相手さんがあることですので、先方さんの事情もありますので、その辺はやはり時間がかかる部分もあるかと思っております。

いずれにしても、課題の整理というものは当然していかなければならないというふうに考えておりますので、これも議会のほうでも御意見を頂戴することになると思っておりますけれども、一つ一つ前向きに進んでいきたいなあというふうに思っております。

#### ○4番（加藤敏彦君）

巡回バスにつきまして、最後の質問になりますけれども、新しい運行についてアンケートをやられるとか、どういう形で声を聞くかというのは、今はメールの声とか、ふれあい箱の声とかの範囲ですがけれども、例えば巡回バスについて市民がどのような受けとめをされたのか、わかるような、そういうことはされる考えがあるのか、アンケートのような考え。

#### ○総務部長（石原 光君）

今この時点で、アンケートをやりますという考え方は持っておりません。自然発生的と言ったら本当に失礼な言い方なんですけれども、今でもいろんな御意見いただいております。それで、やはりこれを実施するにしても検討委員会、議員おっしゃいましたようにバランスという

中で、どういった顔ぶれで、どういった地区の中のバランスになっているかというものも当然ある程度視野に入れた中で、お願いをしていくことになるのかなあという部分もありますので、その中でも、検討委員会も一遍アンケートとってみたらどうだと御意見等があれば、その時点できちっと整理した中で検討する必要もあるかと思えますけれども、きょうこの時点でアンケートをやるという考え方は持っておりません。

#### ○4番（加藤敏彦君）

次に、避難場所についての再質問をさせていただきます。

避難場所につきましては、午前中の石崎議員の質問に対して、平成20年8月に市の結論を出して、永和荘については購入しないということでしたけど、私はやっぱり災害・水害対策という点では、東日本大震災が起きて間もなく3年、これは平成23年の3月11日でありますから、愛西市が出した結論からまた新しい条件が出てきていると、そういう中で議論の余地はあるというふうに思います。

1つは、平成23年6月議会で下村議員が、地震によって液状化が起きると。それによって、日光川の堤防などが液状化で陥没し、浸水するおそれがあると。そういうことに対して経済建設部長は、日光川については指摘のとおりと。あと関西線の鉄橋の部分が改修されていないので、またそこは特別に低いということです。それから下村議員が、佐屋地区は伊勢湾台風のととき、大部分が2カ月以上浸水した。また、伊勢湾台風以降1メートル以上地盤沈下している。私は市の標高を調べた。佐屋地区は99%以上がマイナスで、一番低いところは永和小学校東の道路がマイナス2.6メートルだった。市の災害対策は、家屋の倒壊以外に浸水の対応も必要だがということに対して、総務部長が永和地区の今の避難所は相当低い。当然家屋以外に浸水の対応を講じていく必要があるという点で、片田先生が言われたのは、スーパー台風が起きたら津波のような状況があるので、まず逃げることだと。逃げるということに、今、愛西市民は問題があるよと言われて、市長もそのことを今強調されておりますが、同時にスーパー台風じゃなくて、地震で堤防が決壊などした場合には浸水として対応していくと。そういう点で、永和荘については、蟹江町が高台という整備、まちづくりの位置づけもありますけれども、永和地区はとにかく低いと。その中でこの高台を整備すると。

以前議論したときは、建物を愛西市が購入して、高いお金を使って改修すると言っていたけど、今回議論しなければいけないのは、永和荘の3万平米の土地を購入して、そこに浸水時の避難所を整備する必要があるかないかの議論をしていただきたいと思うんですけれども、市長どうですか。

#### ○市長（日永貴章君）

まず永和荘の今の現状は、石崎議員の答弁でさせていただいて、現状は県のほうが所有していると。県のほうは、現在売却をしたいという意向のようで、市町村ではなくて、個人も含めて売却をして有効に活用してほしいということに、現在至っているということでございますので、まず永和荘の現状と、今後、県がどのような方向に進んでいくかということをはっきりと注視しなければならないというふうに思っておりますし、愛西市としては、先ほどお話しあり

ました平成20年のときに、市としては購入はしないということを県に対してお返事いたしておりますし、現状としては愛西市も今のところ買収する予定はございません。

○4番（加藤敏彦君）

県の高齢福祉施設グループの方に電話でお聞きしたら、売れないと。値段が高いのかどうかわかりませんが、今、県としては処分したいけれどもできないと。

私は、そういう点で永和地区においては、地元の方が提供した土地をまた地元のために使える可能性があることと、防災という形で県のほうも示してくるわけですが、防災の立場でもっと愛西市に有利に提供していただくということも検討をね、平成20年で結論を出しておりますけれども、東日本大震災を踏まえて、やはりスーパー台風にも対応する、それから堤防が切れたら浸水にも対応する。そういう点で、ぜひ検討の一つに入れていくべきだ、入れていただきたいと、こういうふうに思うんですけれども、そういう点では私は平成20年とは状況が違うというふうに思いますので、そういう点について市長はどう思われますか。

○市長（日永貴章君）

当然、平成20年と現在平成26年とは、社会情勢も変わってきているということは私自身も理解をいたしております。また、今のスーパー伊勢湾台風と東南海の地震とは別の対応になってくるということも十分に理解をしております。

また、県としても、先ほど前回の県議会のほうでもお話があって、この海部・津島一帯をモデル地区として、災害が起きたときにどのような避難ルート、どのような避難方法で避難を地域住民の方がされるのか調査をして、それに基づいて適正な避難所設定であるかということを示すということも言っておりますので、それを県から示されれば、それに沿って愛西市としても今後検討していかなければならないということがございますので、今すぐに愛西市が避難所をかえるとか、新たに設置するという段階ではなく、まずは愛西市としては、今までの考え方に沿ってやっていかなければならないということがございますし、幾ら県が設定しても、やはり自分の身は自分で守るということは、もう基本中の基本であるということには変わらないというふうに考えております。以上です。

○4番（加藤敏彦君）

今、市長から答弁をいただきましたが、避難の丘、海拔マイナスのところの高い場所を整備していくということについて、県の計画が示される、検討の可能性があるということで確認をさせていただき、質問を終わります。以上。

○議長（加賀 博君）

これで、4番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時40分といたします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位 6 番の、9 番・鷲野聡明議員の質問を許可いたします。

#### ○9 番（鷲野聡明君）

議長よりお許しをいただきましたので、発言通告書どおり 1 点の質問をいたします。

愛西市が、市民の生命と財産を守りながら継続的な発展を目指すには、企業誘致と財政再建が重要なポイントであると考えます。今後の福祉、環境、土木、教育等の財源確保のためにも重要であると考えられます。

昨年 5 月、日永市長の就任後、10 月 1 日付にて経済建設部の中に 3 名体制にて企業誘致対策室を発足されました。市長を初め行政議会等の強い要望活動の中で、本年 2 月末には愛知県企業庁より佐織地区の企業誘致について取り組んでいくとの内示があった旨、報告を受けました。合併後 9 年目にして、やっとスタートラインに着けたことには、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、大項目 1. 企業立地促進条例の制定を。

小項目 1. 工業地開発に係る地区計画策定業務とはについて尋ねます。

平成 26 年度予算の中で、企業誘致関連として 2,464 万円が計上された。自主財源 46% と厳しい財政状況の中、企業誘致進捗への市民の期待も大きい。地区計画策定業務の位置づけと概要について尋ねる。

また、埋蔵文化財の調査についても内容を尋ねたい。

次に、小項目 2. 企業立地促進条例の制定をについて。

企業誘致を成功させるには、市民や地権者の理解や協力を得るための努力が必要だ。企業が愛西市へ進出してもらうためには、優遇制度の設置が大きなポイントになる。愛知県内 38 市の中で 32 市が企業誘致優遇制度を取り入れている。企業立地促進条例の制定を早急に検討すべきと思いますが、市の方針についてお尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

議員のほうから地区計画についてのお尋ねでございますが、市街化調整区域内の工業系の地区計画について、都市計画法の改正により市町村が地区計画を定め、開発許可を受ければ開発ができることとなりました。

主なガイドラインの内容につきましては、市の都市計画マスタープランに適合をしていること。次に、地区計画の面積は原則として 5 ヘクタール以上で、建築物の用途は製造業及びそれに関連する研究開発施設、物流施設等が許可の対象となっております。

また、概要とのお尋ねでございますが、現時点では道水路を含めました計画面積は約 10 ヘクタールの計画であり、詳細につきましては、今後現況を十分把握し、企業に利用していただくための計画を煮詰めてまいります。

次に埋蔵文化財の調査でございますが、企業誘致の計画場所に文化財保護法第 93 条第 1 項に該当する土地、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知される土地があり、事前に市で調査をする必要があるために予算計上をさせていただいております。これにつきましては、現段階では

試掘をした状況であり、今後具体的な調査区域が決められていくというふうに確認はさせていただいておりますので、そのような形で進めたいというふうに考えております。

続きまして、企業立地促進条例の制定の関係でございます。これにつきましては、企業誘致においては議員が言われましたとおり、地権者や地元の御理解と御協力がなくしてできるものではないというふうに考えております。

また、企業誘致優遇制度や条例関係も、議員から御提案をいただきました32の市町村の中には入っておりませんが、これはやる上で必要だという中で、いろいろ今準備はさせていただいております。今後は、当然その条例化をお願いして、来ていただく企業に愛西市に来ていただきやすい状況を整えていきたいというふうに考えております。

#### ○9番（鷺野聡明君）

再質問をお願いします。

市街化調整区域内で5ヘクタール以上の開発許可を受けるためには、市が地区計画を定める必要があるという答弁でした。道水路を含めた約10ヘクタールの地区計画が早期に策定されることを願っております。

1点再質問をいたします。

平成26年度に地区計画と並行して地元説明会も開催されるかと思いますが、今後のスケジュールについて、わかる範囲で概略をお願いいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

議員のほうからお話をいただいた地元説明会の関連でございますが、地区のほうから要望書をいただいたという中で、用地の取りまとめにつきましては、おおむね地域で御了解が得られているものだというふうに考えております。

また、説明会につきましては、現段階では企業庁のほうから、用地単価について幾らぐらいでというような細かい金額がまだ提案をいただいております。今後その金額を煮詰めた中で、金額が出た段階で、地域のほうへしっかり説明会はしていきたいと。

それと、当然南河田ということでお話はさせていただいておりますが、関係地区に対しても順次そのような説明会をさせていただいて、トータル的にその地域に御理解いただけるような準備は徐々にしていく考えでございます。

#### ○9番（鷺野聡明君）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

手元のほうに「優遇制度のご案内」という資料をごらんください。私の手元にあるのはカラーになっていますので、少しモノクロかと思いますが、一般質問のホチキスでとじてある後ろ側についているかと思いますが。

愛知県のホームページの中、愛知県産業労働部産業立地通商課のトップページに優遇制度の御案内が出ております。この中には、県の優遇制度と市町村の優遇制度として、愛知県内38市と16町村がございます。優遇制度を設けている市町村はアンダーラインが引かれてございまして、カラーで見ますと黄色の網かけがされております。その網かけをされている優遇制度を持

っている市をクリックすると、その市の企業誘致の優遇条例がリンクして出てくるような形になっております。

これはほんの一端ですけれども、国も愛知県もかなり企業誘致を推進している市には支援をしていくという方針が出てございます。国、特に総務省では、企業誘致を頑張る自治体への支援ということで、優遇制度部分の少ない税収部分を補う交付税の対応をすとか、経済産業省では全国10ブロックに分けて、各地区に企業立地支援センターというものを昨年6月に配属されました。愛知・岐阜・三重の場合は中部企業立地支援センターということで、名古屋にございます。そこには企業誘致等の専門のスタッフを配置しているということですので、ぜひその辺のスタッフも協力的な形で巻き込んでいただきたいなあというふうに思います。

また、愛知県では企業庁とか産業労働部の支援制度等もございますので、先進地等々、たくさん事例もございまして、また条例の参考になる部分もあろうかと思いますが、100%完璧ではないにしても、とりあえず早急に頭出しをしていただければ意志も伝わるのではないかなあということだと思いますので、大いに研究して、いい企業誘致の優遇条例をつくっていただきたいと思いますが、最後一言、また市長からお願いいたします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは企業誘致の件、御答弁させていただきます。

本当に、議員を初め多くの議員の皆様方に御理解、御協力いただきまして大変ありがたいというふうに思っております。企業誘致につきましては、私たちにとって初めての試みでありまして、少しずつ前に進んできたかというふうに思っておりますが、まだまだ始まったばかりでございますので、今後につきましては慎重に進めていかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、県のほうにも佐織地区において協力をいただけるというお言葉もいただいておりますし、私自身、東京へ出張で出向いた折にも、また県に出向いた折にも、関係部署に要望活動をしておりますし、今後につきましても、しっかりと愛西市として取り組むという姿勢を見せながら少しでも前進させるよう、そしてまたこの優遇制度を設置して、来ていただける状況になるように努力していかなければならないというふうに考えておりますので、議員におかれましても、今後もしっかりサポートしていただきますようお願いをしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

**○9番（鷲野聰明君）**

以上で終わります。

**○議長（加賀 博君）**

これにて9番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、10日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時52分 散会